

東京経済大学学術研究センター

ワーキング・ペーパー・シリーズ

2022-B-01

変容する国際会計：
久木田重和名誉教授が目指した
国際会計への架け橋
——学術フォーラム報告書——

小野武美・金鉉玉・神納樹史

ワーキング・ペーパー・シリーズ

2022-B-01

変容する国際会計：
久木田重和名誉教授が目指した国際会計への架け橋
——学術フォーラム報告書——

東京経済大学 経営学部

おの たけみ きむ ひよんおく じんのう みきひと
小野 武美・金 鉉玉・神納 樹史

2022年11月30日

東京経済大学学術研究センター

東京経済大学学術フォーラム

変容する国際会計：

久木田重和名誉教授が目指した国際会計への架け橋

開催日時：6月18日（土） 13:30～16:30

開催場所：東京経済大学 大倉喜八郎 進一層館ホール開催

報告

潮崎智美（九州大学大学院経済学研究院准教授）「国際会計研究におけるケース・スタディの意義ードイツ・スイスの IFRS 導入ー」

橋本武久（京都産業大学経営学部教授）「久木田重和先生とオランダ会計学」

徳賀芳弘（京都先端科学大学教授）「会計と会計環境との共進化」

総括 小野武美（東京経済大学教授）

司会・趣旨説明 神納樹史（東京経済大学教授）

久木田重和名誉教授追悼学術フォーラム報告書

はじめに

本来であれば、趣旨説明ならびに司会は、主催者でありました成川正晃教授が行うところでしたが、4月に急逝されました。心よりご冥福をお祈り申し上げますとともにここに成川先生が作成されましたご案内並びに申請書等、そして久木田先生の退任記念号を基に準備を致しました。

久木田重和本学名誉教授は、2021年7月8日に享年78歳でご逝去されました。本学の学長職には2期つとめられ、正門から入られた方は真正面にご覧いただいた校舎5号館、そして右手にご覧いただいた図書館、さらに、現在、会場となっております新一層館などの国分寺及び武蔵村山キャンパス整備にもご尽力されました。

久木田先生のご出身は鹿児島で、当日は、その鹿児島からご親戚の方がお越し下さいました。そして九州大学経済学部、同大学大学院経済学研究科修士課程並びに博士課程で会計学を学び、1971年4月に本学経営学部に着任されました。その後、特修コース「税理士・公認会計士試験研修講座」の主任・委員長等を10年間務められ、大倉商業学校依頼の伝統である簿記・会計学の教育にもご尽力なされ、多くの税理士、公認会計士の養成にも貢献されました。先生のご尽力なされた成果は、現在も、卒業生組織である大倉公認会計士会及び税理士葵会の活動や、2007年に開設された会計プロフェッショナルプログラムへと結実されておられます。また、常に大学運営の舵をとり、校務に追われる日々を送りながら、久木田先生はゼミを中心に、学生との接点を大切になさっておられ、久和会（きゅうわかい）という、先生のお名前の最初と最後の漢字をとられた名称の卒業生組織との交流も重ねられてこられ、当日の会場の誘導はこの久和会の皆さんによって行われました。

久木田先生のご研究の関心は、時代的な背景もあり、時価主義会計、さらにはその時価主義会計の一形態を取り入れた、オランダ会計にありました。オランダの世界的な企業である、フィリップス社の会計実践の変遷を丹念に渉猟され研究を進め、本学の紀要である『東京経大会誌 経営』に多くのご論稿を公表なさっています。このような久木田先生のご研究の

系譜は、国際会計研究の一つの道標になると考えました。ここに、久木田先生の遺徳を偲びつつ3名の先生方をお迎えし、変容する国際会計研究について検討を深めました。

第1報告は、九州大学准教授の潮崎智美先生でした。潮崎先生は、久木田先生の母校である九州大学にて、国際会計論の研究者としてご活躍されております。特にドイツ会計の専門家として著名な先生です。久木田先生の研究フィールドであったオランダとも密接な関係もあるドイツの研究から、現代EUが抱える会計上の課題についてご教示いただきました。

第2報告は、京都産業大学教授の橋本武久先生でした。橋本先生は、現在我が国におけるオランダ会計の第一人者です。特にその歴史的アプローチから、様々なご論稿を世に出されています。若き日の久木田先生もオランダに留学されていました。オランダ会計について共に考える機会を与えていただきました。

第3報告は、京都先端科学大学教授(京都大学名誉教授)の徳賀芳弘先生でした。徳賀先生は、九州大学出身でもあり、久木田先生の同窓にもあたります。また、国際会計を専門とされる第一人者としてご活躍されてきたことは、会計学会では誰しもが知るところです。徳賀先生には、国際会計研究の課題と展望についてお話をさせていただきました。

本シンポジウムは、コロナ過での開催でありながら、研究者、公認会計士、税理士、実務担当者はもとより、学外、さらには他府県からの一般の方々からも多く参加していただき、成功裡に終了しました。

神納 樹史

目次

岡本英男学長挨拶	5
潮崎智美（九州大学大学院経済学研究院准教授） 「国際会計研究におけるケース・スタディの意義 ードイツ・スイスの IFRS 導入ー」	9
橋本武久（京都産業大学経営学部教授） 「わが国におけるオランダ取替価値会計研究の展開 ー久木田重和教授の研究によせてー」	22
徳賀芳弘（京都先端科学大学教授） 「会計と会計環境との共進化」	35
寄稿論文	
藤田昌也(九州大学名誉教授) 「会計は豊かさを志向するのか、それとも破滅か？ ー会計利潤の由来ー」	61
総括 小野武美（東京経済大学教授）	76
久木田重和名誉教授ご親族ご挨拶	77
編集後記	79

岡本英男学長挨拶

学長の岡本です。久木田久和先生を追悼する記念シンポジウムの開催にあたり、本学を代表しまして皆様にご挨拶いたします。かなり以前に、故成川正晃先生から本シンポジウムの冒頭で挨拶をしてほしいと依頼され、私は開催の趣旨に大賛成し、快諾した思い出があります。したがって、約2ヶ月前に、その成川先生の訃報を聞いた時、私は本当に驚きました。シンポジウムを企画し、準備されてきた成川先生のご冥福も心からお祈りいたします。

今日の挨拶にあたりまして、ここ数日、久木田先生のご業績、ご経歴、本学でのご貢献などを私なりに調べ、久木田先生の時価主義会計についても少し勉強しました。また、私が懇意にしている田中章義先生からも、会計学や久木田先生のことをお伺いいたしました。その中で、私が感じたことを、皆様に率直にお伝えできればと思っております。

まず、学会や研究会での先生の報告と論文についてです。九州大大学院時代に発表された「時価償却論の鳥観図」を皮切りに、「原価主義と時価主義」、「現代時価主義会計分析の視座」、「取替価値会計の背景—オランダ企業会計制度の基本的性格—」、「オランダ取替価値会計の実態」、「オランダにおける取替価値会計の適用形態」というように、長期間にわたってオランダの企業会計制度を研究され、継続して論文を公表されておられます。その結果、オランダ会計の研究者として高い評価を受けておられました。

次に、ご経歴について少しふれさせていただきます。1943年4月にお生まれになった久木田先生は、1962年に九州大学経済学部に入學され、九州大学の大学院に進まれ、本学には1971年4月に専任講師として赴任されています。28歳の若さでございます。このご経歴の中で特に私の印象に残ったのは、高校生の時代に、九州大学の馬場克三先生と出会って、九州大学で会計学の勉強をしようと思われたことです。久木田先生は、そのことについて次のように述べられています。

「私の父の先輩であり、九州大学の教授だった馬場先生が鹿児島島のわが家に遊びに来られ

たことがありました。先生は、高校生の私に九州大学に行きませんかと声をかけてくださった。学問の魅力を語ったわけでもないのに、なぜか先生の言葉、雰囲気は心に引っ掛かり、結局、馬場先生の下で学んでみたいと、会計学の道を選ぶことになりました。理屈では説明できないけれど、人生を変える、出会い、絆があるのです。」

私もまた、自分の経験に照らし合わせてみまして、まったく同じように、そのような出会いがあり、そのことが人の人生を変えることがあると思っております。なお、私は、この馬場克三先生のことを少し知りたくなり、田中章義先生が編集代表を務められている『日本における会計学研究の発展』の中に掲載されている、馬場先生のインタビューの章を読みました。この本は、とても分厚くて、しかも私などが読んでも非常に面白い本です。久木田先生はじめ本学の陣内良昭先生、小野武美先生もインタビューアとして登場されています。

久木田先生は、2008年に学長に就任されるまで、本学のさまざまな役職を務められてきました。51歳で経営学部長に就任され、それ以前には入試の出題委員長、入試委員長もされています。特に目につくところは、東京経済大学税理士・公認会計士試験研修講座の主任をたびたび務められていることです。田中章義先生は、「東経大の簿記教育を立て直しに貢献した久木田先生の功績は大きかった」という評価をされています。

続きまして、久木田先生の性格について私が感じたことを述べさせていただきます。それにつきましては、1974年2月に発刊された『東京経済大学報』に掲載された久木田重和「桜島と私」を参考にさせていただきました。そこで桜島の姿を借りて久木田先生の性格や生き方について述べられています。そのエッセンスを紹介します。

鹿児島で生まれたのではないが、小さいときからそこで育った私はいつも桜島を見ながら大きくなってきた。小さい頃は、この桜島の様々に変化する色彩の美しさに惹かれて、朝から晩までキャンパスに向かって絵筆を握り続けたものである。桜島の姿が迫ってくると、いつしかそれが父のように厳しく叱咤したり、ある時には慈母のように優しく慰撫してく

れるように思えてくる。このようにいつも暖かく抱かれているとおのずと、桜島のようにどっしりとし、小さなことは忘れてしまいそうで、どことなくのんびりしてくるようだ。どっしりとした雄姿を見せる桜島も時には怒り狂って爆発する。しかし、私はどれもあんまりのんびりとしすぎて、桜島のように、時には爆発して仕事をするには、これからはあまりなさそうだ。……最近、学生諸君と雑談していると、彼らの多くは大学を卒業したら東京ではなくて、地方に帰って就職したいという。きっと、私のように桜島に相当するふるさとの暖かい魅力があるのだろう。彼らが東京を離れ、郷里で生活をしたいという願いもよくわかる。しかし、私は東京砂漠の中にもオアシスを探し求めていくことにした。

以上のような文章でございます。比較的若いころのこの文章は、久木田先生の性格を表している、私は何度も読み返しながら感じました。「しかし、東京砂漠の中にもオアシスを探し求めたい」という言葉が示すように、淡々とした態度で生きながらも、学生の教育、そして引き受けられた様々な要職については、このような強い信念で臨まれたのだと思っています。そのような姿勢が最もよく示されているのは、以下で紹介する久木田先生の言葉です。

これは日経 BP ムック「変革する大学」シリーズの一冊として発刊された 2007 年に『東京経済大学 2007/2008 年度版』の中で経営学部を代表して、久木田先生が、企業会計の専門知識を習得することに関するインタビューに答えた記事でございます。

この記事の背景には、国際会計基準に対応して日本の会計基準が激変したことで、会計や監査のプロに対する期待が高まっていることがありました。そのような背景の下で、公認会計士の増員が必要となり、試験制度も大きく変わりました。当然、この流れをチャンスととらえ、会計の世界を志す学生も増えてきました。しかしこのような追い風の中でも、久木田先生は「大事なことは決して忘れるべきではない」と、次のように述べられています。

会計に対する関心の高まりは、いくつもの大企業の不正会計が露見し、それを容認した監査の不審が手伝ったことです。これから会計を見直す際、クライアントとの関係ではなく、高い倫理観と強い意志を持つ必要があります。そのためには、単に会計だけに精通しているのではなく、会計の背景にある社会について広い理解が求められています。公認会計士ともなれば、常に経営のトップと対峙する立場であり、彼らと相互理解をしていくうえでの豊かな教養は求められます。これからはコミュニケーション能力も必要です。もちろん誰でも公認会計士や税理士、あるいは経理担当者など専門家になるわけではありません。ただそうした専門家ではなくても、社会で生きていくうえで、会計に対する理解が不可欠になります。例えば、企業に入って営業を担当するにしても、取引先の決算書を読むことができるか、できないかで大きな差が生まれます。経営の羅針盤として会計を活用する力を養うとともに、信頼性の高い会計情報を開示する意義を理解しなければなりません。私は授業でも現実の企業の決算書を教材として用います。会計のやり方はパターン学習するのではなく、なぜこの数字はこうなるのか、数字の背景にはどのような事実があるのか、この会計基準にはどのような意味があるのか、会計基準自体に問題はないのか、企業は会計基準を正しく適用しているのかということを伝えています。会計のプロになるにせよ、そうではないにせよ、企業に携わるならば、会計に対する理解は不可欠だろう。だからこそ、広く社会を知る勉強と会計の勉強が必要なのです。

私はこれらの言葉の中に、優れた教育者であり、顕著な研究者であった久木田重和先生の神髄が現れていると思っています。すべてをひっくり返して、本当に素晴らしい先生でした。そのことを皆様にお伝えすることによって、本シンポジウムにおける学長の挨拶とさせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。

国際会計研究におけるケース・スタディの意義

—ドイツ・スイスの IFRS 導入—

Significance of case studies in international accounting research:

The adoption of IFRS in Germany and Switzerland

潮崎智美（九州大学）

(要旨)

本稿の目的は、国際会計の研究方法に焦点を絞り、国際財務報告基準（IFRS）導入に関わる国際会計研究におけるケース・スタディの意義と課題を明らかにすることである。ケース・スタディの研究方法については、これまで社会科学全般、経営学、会計学にわたって議論されてきたが、会計学のケース・スタディの方法論において主な議論の対象とされてきたのは管理会計であり、国際会計領域においてケース・スタディの意義が問われることはほとんどなかった。本稿では、筆者がこれまで研究してきた(1)Daimler-Benzの米国上場、(2)ドイツ上場企業による local GAAP 適用、(3)スイス上場企業における会計基準選択、(4)BioNTechの米国上場という IFRS 導入に関する4つのケース・スタディを、先行研究に従い、順に、先端ケース、反証ケース、反証ケース+バリエーション増大ケース、パラダイムのケースと位置付けた。そのうえで、ケース・スタディが「価値ある、刺激的な、興味深い発見を調査する材料」であり「新しい理論開発に役立つ可能性」を有しているが、国際会計研究におけるケース・スタディでは、基づく理論が明確になっておらず「新たな理論開発に役立つ可能性」を見出すことにつながっていないことから、理論と方法とが結びついた研究が必要であることを指摘した。

キーワード：IFRS 導入、ドイツ型会計、ケース・スタディ

1. はじめに—久木田重和先生と九州大学—

久木田重和先生を偲ぶ学術シンポジウム¹において、何故この題目のもとに話をしたいと思ったのか、そのモチベーションとの関わりから、はじめにとして、久木田先生・東京経済大学と九州大学の関係の話から始めたい。

久木田重和先生が約 40 年にわたって勤務された東京経済大学と、学生として在籍された九州大学との結びつきは強い。「批判会計学」²あるいは「理論会計学」という共通の理論的基盤のうえに、両大学の会計学者は歴史的に親密な学術交流を行ってきた。東京経済大学と九州大学のつながりを示す 1 つの証拠³として、東京経済大学の先生方が九州大学大学院で非常勤講師として勤務されたことが挙げられる。1995 年に田中章義先生が「企業計算特研研究」、翌年の 1996 年には小野武美先生が「会計情報特研研究」という大学院の集中講義の講師として来学され、先生方がそれぞれ出版されたご高著（田中 1990；小野 1996）に深くかかわる内容を中心に、それぞれ講義された。2003 年には久木田先生が「国際会計特研 I」および「国際会計研究 I」の講義を担当された（九州大学経済学部 2015、45, 47 頁）⁴。

それでは、久木田先生は、九州大学の学生時代にどのような環境で学ばれたのであろうか。その理解のために、九州大学会計学講座の歴史を振り返る。

1911 年の九州大学設立後、九州大学経済学部は、1925 年に設置された法文学部からスタートしたが、法文学部において会計学に関する講義が開始されたのは、1927 年の前学期か

¹ 東京経済大学学術シンポジウム「変容する国際会計：故久木田重和名誉教授が目指した国際会計への架け橋」2022 年 6 月 18 日。本稿は、当シンポジウムでの報告内容をもとに執筆したものである。

² 批判会計学とは、マルクス経済学の理論に基づき、会計制度・会計実務・会計理論（とりわけ主流理論）に対して、批判的立場から、資本主義経済の構造に即した論証を提起しようとする会計学の領域である、とさしあたり定義しておこう（詳しくは、馬場 1968；松尾 1981）。

³ 田中章義先生より、小野武美先生を通じて、馬場克三先生が大倉高等商業学校に一時期在籍しておられたことも（詳細は、田中 1990、777 頁）、東京経済大学と九州大学のつながりの証拠となるのではないかとのご示唆を受けた。記して御礼申し上げる。

⁴ 筆者は、修士学生として田中先生と小野先生の講義を履修したが、久木田先生の講義の開講時には在籍していなかったため講義を履修できず、久木田先生とは残念ながら面識がないままであった。

らであった（九州大学経済学部 1978、500 頁；九州大学百年史編集委員会 2014、75 頁）。当初は、大阪市立大学の木村和三郎先生をはじめとする先生方に非常勤講師を依頼していたが、1952 年に会計学講座が設置され、専任教員が配置されることになった（九州大学経済学部 2015、10 頁）。

1955 年に初めて会計学専任教員のスタッフとして別府正十郎先生が着任され、翌年の 1956 年には、九州大学卒業後も大学に残り勤められた馬場克三先生が経営学講座から会計学講座に移籍された。さらに、1966 年には、服部俊治先生が立命館大学から九州大学に戻って来られた。このように、九州大会計学講座の第 1 期を形成したのは、上記の 3 名である⁵。久木田先生の九州大学在籍期間は 1962～1971 年度であったので（東京経済大学 2014）、久木田先生は、主として第 1 期の先生方のご指導を受けておられたことになる。久木田先生は、馬場先生のゼミに所属されたが、1968 年の馬場先生のご退職後は、馬場先生の教え子でもある服部先生に師事された⁶。

当時、九州大学経済学部で行われていた会計学研究・教育を窺い知る資料がある。九州大学経済学部（1978）には、1970 年代の九州大学の会計学講座の研究・教育の内容が示されている（501-502 頁）。これによれば、第 1 期には、マルクス経済学をベースとした「批判会計学」に基づく研究・教育、より詳しく言えば、馬場先生が展開された「個別資本運動説」に基づく研究・教育が行われてきたことが示されている⁷。馬場先生の研究は、久木田（2017）

⁵ 本稿では、九州大会計学の時代区分を、教員の就任・退職に基づき、暫定的に、第 1 期（1955～1969 年）、第 2 期（1970～1986 年）、第 3 期（1987～1998 年）、第 4 期（1999～2003 年 3 月）、第 5 期（2003 年 4 月～）とした。ちなみに、筆者は第 3 期の 1995 年 4 月～2002 年 3 月まで大学院学生・助手として九州大学に在籍した。

⁶ 馬場門下生、服部門下生については、それぞれ藤田（1997）98-99 頁、藤田（2011）4 頁を参照。

⁷ ここに言う個別資本運動説とは、マルクス経済学をベースとした中西寅雄の『経営経済学』を起源として発展した学説であり、企業活動を個別資本運動、経済全体の活動を社会的総資本の運動と捉え、個別資本が社会的総資本の一環であるとともに、社会的総資本が個別資本を包摂するものであるとみなしたうえで、「（マルクスの一引用者注）既知の個別資本循環の論理を用いて、商人実践としての簿記・会計の

において次のように要約されている：「馬場先生は、その時々で話題になっている理論的かつ実務的な多岐にわたるテーマに精力的に取り組まれた。その際、通説や事象を皮相的に批判するのではなく、社会経済的基盤にまで下向して、事象の社会経済的な根源（事象を規定する原理）を明らかにしたうえで、そこから上向してどうして現実の事象になるのかの必然性を論証して、混迷する通説や事象の整理と批判を展開されている」⁸。こうした特徴をもつ馬場理論、とりわけ個別資本運動説に基づいた教育を、久木田先生は九州大学において受けられ、研究の基盤を固められたのである。批判会計学や個別資本運動説について論じることは筆者の研究の領域と能力を超えているため、本稿では、久木田先生のご研究に対して国際会計研究という視点からアプローチしたい。

久木田先生のご業績（東京経済大学 2014）を、国際会計研究の視点から見ると、次のような4つの研究上の特徴を見出すことができる：(1)国際会計における国別研究(オランダ)：国際会計領域において、オランダという1国を取り上げて研究を行う国別研究（カントリ・ケース・スタディ）を行っている、(2)取替価値会計：オランダ会計に特徴的である「取替価値会計」を主な研究対象としている、(3)会計制度と会計実務の分析：オランダ会計を制度と実務の両面から分析している、(4)企業実務のケース・スタディ：オランダ企業である Philips や Heineken などの企業の実務のケース・スタディを含めている。

筆者にとって非常に興味深いことは、久木田先生の研究上の関心と研究方法が、オランダとドイツとで研究対象は違うとはいえ、筆者の研究スタイルと驚くほど類似しているということである。とりわけ、国際会計研究において企業実務のケース・スタディを行っている研究者はそれほど多くはない。そこで、本稿は、久木田先生と筆者の研究上の関心と方法の類似性を出発点として、国際会計の研究「方法」の問題に焦点を絞り、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）導入に関わる国際会計研究における

記録計算方法を統一的に説明し、その経済理論的根拠を明らかにしようとする考え方」に基づく学説である（詳しくは、馬場 1971、4 頁；馬場 1982、12-14 頁を参照）。

⁸ その他、内川（1996）、津守（1996）等も参照されたい。

ケース・スタディの意義と課題を明らかにすることを目的とする。

2. IFRS 導入研究におけるケース・スタディ

これまで多くの学問領域でケース・スタディの研究方法について議論がなされてきた。紙幅の関係上、本稿では詳しく取り上げることはできないが、社会科学全般におけるケース・スタディの研究方法 (King *et al.* 1994 ; Evera 1997 ; Flyvbjerg 2001 ; George and Bennett 2005 ; Brady and Collier 2010 ; Pierson 2010 ; Goertz and Mahoney 2012 ; 野村 2017)、さらに近接領域では、経営学におけるケース・スタディの方法 (Eisenhardt 1989 ; Yin 1994 ; 藤本他 2005 ; 田村 2006, 2015, 2016 ; 佐藤 2009 ; 佐藤 2015) についての議論がある。

同様に、会計学研究におけるケース・スタディの研究方法についても、Ryan *et al.* (1992) や Smith (2011) などの著書、日本においては澤邊他 (2008) および澤邊 (2013) などの会計学方法論の論稿の中で取り扱われている。例えば、会計学のケース・スタディの視点や特徴について、(1)「会計学におけるケース・スタディ研究の諸方法について書かれたことはほとんどない」(Ryan *et al.* 1992 : 訳書 149 頁)⁹、(2)ケース・スタディを通じて実務との関係において会計学を研究することが求められている (Smith 2011, p.132 ; 訳書 165 頁)、(3)ケース・スタディでは、定量的データの分析とは異なり、外れ値や異常値を排除せず「価値ある、刺激的な、興味深い発見を調査する材料」とし、それが「新しい理論開発に役立つ可能性」を有している (Smith 2011, p. 132 : 訳書 165 頁) といった点が指摘されている。

しかしながら、このような会計学の方法論を取り扱った先行研究において想定されている領域は主に管理会計でのケース・スタディの問題であり、国際会計領域においては、ケース・スタディの方法論はこれまでほとんど議論されていない。先行研究において明らかにされたことを整理しておく必要はあるが、その詳細は別稿に譲り、本稿では、どのようなタイ

⁹ なお、原文の直訳は「我々は、会計研究に関してインプリケーションを導出するという試みにおいて、社会科学の他の領域におけるケース・スタディ研究者の経験を参考にする」である。ただし、2002年に公表された第2版では、この一文は削除されている (p. 142)。

プのケース・スタディがあるのかといったケース・スタディの種類やタイプに焦点を絞る。

社会科学におけるケース・スタディについて論じた Flyvbjerg (2001)に基づき、Cooper and Morgan (2008)はケースのタイプを4つに区分し、(1)特別な事例から学習するために選ばれたケースを「先端ケース」、(2)特定の現象を理解するうえで、一部の変数を変化させバリエーションを増やすために選ばれたケースを「バリエーション増大ケース」、(3)ある理論の反証に関する理論的推論を可能にするために選ばれたケースを「反証ケース」、(4)新しい視点や理論的理解を確立するために選ばれたケースを「パラダイムのケース」とした(順に p. 79, p. 166: 訳は澤邊 2013 による)。この分類は、澤邊他 (2008) や澤邊 (2013) 等において引用され、日本の会計学におけるケース・スタディの議論のベースとなっている。会計学や国際会計研究におけるケース・スタディの種類の妥当性については別途検討する必要があるが、本稿ではさしあたりこの4類型を採用し、筆者の研究を位置づける。

3. IFRS 導入に関するケース・スタディ—ドイツ・スイスを中心として—

先進国の会計を英米型と大陸型(またはアングロ・アメリカン型とフランコ・ジャーマン型)に区分すれば、英米型会計基準である IFRS を導入するのがより困難であるのは、大陸型の会計制度を持つ国々である。大陸型会計に属するドイツやスイスでは、伝統的に債権者保護目的のもとに会計制度が形成されてきた。しかしながら、1993 年に Daimler-Benz がニューヨーク証券取引所に上場し、調整表を通じた米国会計基準への準拠を開始したことを契機として、英米型会計とドイツ会計制度および会計実務の調和化問題が発生した。その後、Daimler-Benz に追随した国際的大企業が米国や英国での資金調達目的のために、市場での信頼性を失ったドイツ基準に代わり米国基準や国際会計基準(International Accounting Standards: IAS) への準拠を開始した。さらに、1997 年、ドイツ・フランクフルト証券取引所に Neuer Markt というベンチャー企業向け市場が新設され、Neuer Markt 上場企業に対する IAS または米国基準への準拠が開始された。これらの出来事を契機として、国際的大

企業とベンチャー上場企業の間で IAS または米国基準への準拠が次第に広がり、会計制度の変化へとつながる。具体的には、1998 年のドイツ商法典改正により IFRS 任意適用が開始されたのち、2005 年には EU の IAS 適用規則が施行され、IFRS の強制適用が開始された。

以上のようなドイツへの IFRS 導入に関して、まず、Daimler-Benz の米国上場のケースを取り上げる¹⁰（詳しくは、Radebauch *et al.* 1993；潮崎 2000）。1926 年に設立したドイツの伝統的自動車製造企業である Daimler-Benz が米国に上場したのは、1993 年である。上場年度の調整表を見ると、ドイツ基準のもとでは 615 百万ドイツマルクの純利益を計上したが、米国基準に準拠するよう調整したところ、1,839 百万ドイツマルクの純損失に転落した。このケースでは、制度レベルでのドイツ会計基準と米国会計基準の基準間の相違、とりわけ大陸型会計の特徴として挙げられる保守的な会計実務の結果として企業内部に積み立てられた秘密積立金が、実務レベルでこのような金額の差として初めて可視化されたほか、Daimler-Benz が米国上場に備えてこの内部留保を上場の数年前から徐々に取り崩していたという、米国基準導入のための会計政策を行っていたことも明らかになった。

第 2 のケースは、ドイツ上場企業による local GAAP 適用である（詳しくは、潮崎 2016）。2005 年、EU の上場企業の連結財務諸表に対して、IFRS の強制適用が開始された。それゆえ、世間一般では、IFRS が強制適用されているので「欧州の全上場企業が IFRS を採用している」という共通して認められている考え（通念）があったと考えられる。しかしながら、上場企業を詳細に分析してみると、個別財務諸表しか作成していないケース、外国企業の子会社であるケース、ベンチャー向けの任意適用市場が開設されているケースなどでは、上場企業であっても IFRS の強制適用を免れ、local GAAP を適用している企業があるのである。ドイツの上場企業のうち、local GAAP であるドイツ基準を適用している企業の割合を見る

¹⁰ Daimler-Benz の米国上場は、ドイツの会計制度・会計実務の IFRS 導入のきっかけをつくった重要な出来事であるため、上場の際する適用会計基準は IAS/IFRS ではなく米国基準の適用であるが、本稿ではドイツ・スイスにおける IFRS 導入に関わるケースのひとつとして取り上げている。

と、強制適用が開始された 2005 年ですえ 25%の企業が自国基準を採用しており、その割合は少しずつ増加している。

第 3 のケースは、スイス上場企業における会計基準選択である（詳しくは、潮崎 2019）。スイスは EU に加盟していないが、経済においては 1994 年より欧州経済領域（EEA）加盟国として EU に類似する法律を導入してきた。そのため、EU が強制適用を開始した 2005 年に IFRS（または米国基準）の強制適用が開始された。しかしながら、スイスにおいても、30 社程度の企業が local GAAP であるスイス基準を採用しており、その数は徐々に増加している。ドイツと同様、大陸型会計に分類されるスイスにおいても、ドイツと同じ現象が観察されているのである。さらに、スイスのケースで非常に興味深いのは、時計製造企業の Swatch が 2013 年に IFRS からスイス基準に会計基準を変更したことをきっかけに、2015 年以降、市場が IFRS 採用企業のための市場とスイス基準採用企業のための市場とに区分されたことから、SIX（スイス証券取引所）に上場する企業は IFRS 市場か local GAAP 市場かを選択することができ、実質的には IFRS 任意適用へと制度変更されたことである。

最後のケースは、BioNTech である（詳しくは、潮崎 2021）。製薬・医療・バイオテックといった業種は他業種に比して国際化が進展していたが、コロナ禍により、臨時的・一時的・部分的にはあるが関連規制が世界的に緩和され、国際化がさらに急速に進展した。2008 年に設立し、2019 年に NASDAQ 上場を果たした BioNTech は、1990 年代前半の Daimler-Benz のケースとは大きく異なっている。ひとつの例は、上場プロセスである。BioNTech は、企業が国内上場を経て段階的に外国上場を果たすというプロセスを経ずに、米国上場を果たした。それは、ワクチン開発・臨床試験・治験・製造の喫緊の必要性から、莫大な規模での数度にわたる資金調達必要性が生じたために可能となったのである。それゆえ、このようなケースは IFRS 強制適用下においては極めて稀であるが、上場と同時にドイツ基準から IFRS への会計基準の変更を行い、ドイツ基準から IFRS への調整表を作成した。調整表を見ると、連結損益計算書においては、上場年度はドイツ基準のもとでは 65,501 千ユーロ

の損失、IFRS のもとでも 85,950 千ユーロの損失が計上されており、赤字上場となっている。連結財政状態計算書を見ると、Daimler-Benz の米国上場当時に会計数値上の差異として際立っていた内部留保は、BioNTech が創業 10 年程度の企業であることもあり存在せず、むしろ累積損失が生じている。具体的に、ドイツ基準のもとでは 177,325 千ユーロの損失、IFRS のもとでは 197,753 千ユーロの損失と、ともに利益剰余金がマイナスであるような財政状態となっている。このことにより、近年の米国上場ドイツ企業を見れば、「保守的な財務報告を行う伝統的ドイツ企業」が米国上場を行うという従来の通念とは異なる認識と文脈で議論する必要があることが分かる。

以上、ケース 1 の Daimler-Benz は先端ケース、ケース 2 のドイツ上場企業による local GAAP 適用は反証ケース、ケース 3 のスイス上場企業における会計基準選択は反証ケース + バリエーション増大ケース、ケース 4 の BioNTech はパラダイムのケースであると位置づけることができる。

4. おわりに

最後に、本稿で検討してきたケース・スタディの意義についてまとめよう。定量的研究では「外れ値」や「異常値」として扱われることもあるが、ケース・スタディが「価値ある、刺激的な、興味深い発見を調査する材料」であり「新しい理論開発に役立つ可能性」がある (Smith 2011, p. 132 : 訳書 165 頁) ということが会計学方法論の先行研究において示された。本稿において取り上げたケースも、興味深い調査の材料であったと見ることはできよう。しかしながら、国際会計研究におけるケース・スタディは、これまでケースの意義を問うことがほとんどなく、ある特定の国の制度や実務を取り上げる地域研究の性格を持ち、理論と方法についての自覚が乏しかった。さらに、基づく理論が明確となっていないことが多いため、「新たな理論開発に役立つ可能性」を見出すことにつながっていない。国際会計研究におけるケース・スタディにおいても、理論と方法に結びついた研究が必要なのである。

そこで、今後の課題として以下の3点を提示したい。第1に、外国市場上場に伴う財務報告（本稿でのDaimler-BenzやBioNTechのケース）については、企業の資金調達行動の国際化の問題の一つでもあり、国際経営論において展開されている「なぜ企業は国際化するか」について説明するいくつかの理論が援用可能かもしれない（詳しくは、入山2019）。第2に、徳賀（2019）で提示された、とりわけ、新興国のIFRS導入研究に関して示された理論、つまり同型化理論、エージェンシー理論、シグナリング理論、政治過程理論（政治コスト）、追加資本必要理論（資金調達）といった理論について、さらに整理・議論・分析する必要がある。第3に、批判会計学に基づくIFRS導入研究が、久木田先生をはじめとする論者によってどのように展開されていたのか、その意義を含めて再検討する必要があるだろう。

【謝辞】小野武美先生、神納樹史先生、金鉉玉先生をはじめとする東京経済大学の先生方、講演者として壇上に上がられた徳賀芳弘先生（京都先端技術大学）、橋本武久先生（京都産業大学）、九州大学会計学・批判会計学・久木田先生に関するお話を聞かせてくださった津守常弘先生（九州大学名誉教授）、藤田昌也先生（九州大学名誉教授）、徳賀芳弘先生、工藤栄一郎先生（西南学院大学）、戸田龍介先生（神奈川大学）、大石桂一先生（九州大学）、そして貴重な研究資料を提供してくださった真田正次先生（京都橘大学）に、心より感謝申し上げます。久木田重和先生、そしてこの会をコーディネートされているなか突然のお別れとなってしまった成川正晃先生にも、心からの御礼とご冥福をお祈り申し上げます。

【引用文献】

Brady, H. E. and D. Collier (ed.) (2010) *Rethinking Social Inquiry: Diverse Tools, Shared Standards, 2nd Edition*, Rowman & Littlefield Publishers, Inc. (泉川康博・宮下明聡訳『社会科学の方法論争—多様な分析道具と共通の基準—原著第2版』勁草書房、2014年。)

- Cooper, D. J. and W. Morgan (2008) "Case Study Research in Accounting," *Accounting Horizons*, 22 (2), 159-178.
- Eisenhardt, K. M. (1989) Building Theories from Case-Study Research, *Academy of Management Review*, 14(4), 532-550.
- Evera, S. V. (1997) *Guide to Methods for Students of Political Science*, Cornell University Press. (野口和彦・渡辺紫乃訳『政治学のリサーチ・メソッド』勁草書房、2009年。)
- Flyvbjerg, B. (2001) *Making Social Science Matter: Why Social Inquiry Fails and How It Can Succeed Again*, Cambridge University Press.
- George A. L. and A. Bennett (2005) *Case Studies and Theory Development in the Social Science*, MIT Press. (泉川泰博訳『社会科学のケース・スタディー理論形成のための定性的方法一』勁草書房、2013年。)
- Goertz, G. and J. Mahoney (2012) *A Tale of Two Cultures: Qualitative and Quantitative Research in the Social Sciences*, Princeton University Press. (西川賢・今井真士訳『社会科学のパラダイム論争：2つの文化の物語』勁草書房、2015年。)
- King, G., R. O. Keohane and S. Verba (1994) *Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research*, Princeton University Press. (真淵勝監訳『社会科学のリサーチ・デザイナー—定性的研究における科学的推論—』勁草書房、2004年。)
- Pierson, P. (2010) *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*, Princeton University Press. (粕谷祐子訳『ポリティクス・イン・タイム—歴史・制度・社会分析—』勁草書房、2010年。)
- Radebaugh L.H., Gebhardt G., Gray S. J. (1995) "Foreign Stock Exchange Listings: A Case Study of Daimler-Benz," *Journal of International Financial Management and Accounting*, 6(2),158-192.
- Ryan, B., R. W. Scapens and M. Theobald (1992) (2002) *Research Method and Methodology in Finance and Accounting*, Academic Press. (石川純治他訳『会計学・財務論の研究手法』同文館出版、1995年。)
- Smith, M. (2011) *Research Methods in Accounting*, 2nd ed., Sage Publications. (平松一夫監訳『会計学の研究方法』中央経済社、2015年。)

久木田重和名誉教授追悼学術フォーラム報告書

- Yin, R. K. (1994) *Case Study Research*, 2nd Edition, Sage Publications. (近藤公彦訳『ケーススタディの方法』千倉書房、1996年。)
- 入山章栄 (2019)『世界標準の経営理論』ダイヤモンド社。
- 内川菊義 (1996)「馬場克三」神戸大学会計学研究室編『会計学辞典(第5版)』同文館、1018頁。
- 小野武美 (1996)『企業会計の政治経済学—会計規制と会計政策の動態分析』白桃書房。
- 九州大学経済学部 (1978)『箱崎松原の青春』九州大学経済学部五十周年記念事業会。
- 九州大学経済学部 (2015)「歴代非常勤講師」『九州大学経済学部90年史資料集』九州大学経済学部。
- 九州大学百年史編集委員会 (2014)『九州大学百年史』第4巻：部局史編Ⅰ 第7編経済学府・経済学部・経済学研究院 九州大学。
- 久木田重和 (2017)「<戦後会計史9の軌跡 会計の可能性に挑んだ巨匠たち> 馬場克三先生—社会・経済的根源から会計現象を解明する—」『企業会計』第69巻第1号、37-42頁。
- 佐藤秀典 (2009)「ケース・スタディの魅力はどこに?—経営学輪講 Eisenhardt (1989)—」『赤門マネジメント・レビュー』8巻11号、675-686頁。
- 佐藤広行監修 (2015)『ケースで学ぶケーススタディ』同文館出版。
- 澤邊紀生, E. Cooper and W. Morgan (2008)「管理会計研究におけるケーススタディ研究の意義」『メルコ管理会計研究』第1号、3-20頁。
- 澤邊紀生 (2013)「理論研究の将来(2)—質的研究の意義—」徳賀芳弘・大日方隆編著『日本の財務会計研究の回顧と展望』中央経済社、261-279頁。
- 潮崎智美 (2000)「ドイツ企業の会計基準選択政策—3 大証券取引所上場企業を中心として—」『九州経済学会年報』第38集、147-152頁。
- 潮崎智美 (2016)「欧州資本市場における local GAAP の適用—ドイツの事例を中心として—」『国際会計研究学会年報2015年度』第1号、71-82頁。
- 潮崎智美 (2019)「証券市場における IFRS 導入とローカリゼーション：ドイツ型会計諸国の事例」『国際会計研究学会年報2018年度』109-123頁。

久木田重和名誉教授追悼学術フォーラム報告書

- 潮崎智美 (2020) 「『わが国における IFRS の適用をめぐる研究の棚卸しと展望』に関わる議論」『国際会計研究学会年報 2019 年度』81-93 頁。
- 潮崎智美 (2021) 「ウィズコロナ時代におけるベンチャー企業のグローバル化・資金調達・国際財務報告—ビオンテックのケースを中心として—」国際ビジネス研究学会第 28 回全国大会 (オンライン: 専修大学) 2021 年 11 月 7 日。
- 田中章義編集代表 (1990) 「インタビュー 馬場克三」『インタビュー 日本における会計学研究の発展』同文館出版、775-844 頁。
- 田村正紀 (2006) 『リサーチ・デザイン—経営知識創造の基本技術』白桃書房。
- 田村正紀 (2015) 『経営事例の質的比較分析—スモールデータで因果を探る—』白桃書房。
- 田村正紀 (2016) 『経営事例の物語分析—企業盛衰のダイナミズムをつかむ—』白桃書房。
- 津守常弘 (1996) 「馬場克三」森田哲彌・岡本清・中村忠編集代表『会計学大辞典 (第四版)』中央経済社、862 頁。
- 東京経済大学 (2014) 「久木田重和教授年譜ならびに主要業績目録」『東京経大会誌』第 284 巻、5-16 頁。
- 徳賀芳弘 (2019) 「外生的会計基準の無機能化—ミャンマーについてのケース・スタディー—」『立教経済学研究』第 72 巻第 3 号、43-78 頁。
- 野村康 (2017) 『社会科学の考え方—認識論、リサーチ・デザイン、手法—』名古屋大学出版会。
- 馬場克三責任編集 (1968) 『近代会計学大系 X 理論会計研究』中央経済社。
- 馬場克三 (1971) 「会計理論における個別資本循環説」『会計』第 100 巻第 4 号、1-14 頁。
- 馬場克三 (1982) 『経営経済学 [改訂増補版]』税務経理協会。
- 藤田昌也 (1997) 「<昭和の会計者群像> 発想豊かな研究者 馬場克三先生」『企業会計』第 49 巻第 7 号、98-99 頁。
- 藤田昌也 (2011) 「師服部俊治先生を偲んで」『九州大学経済学部同窓会報』第 51 号、4 頁。
- 藤本隆宏・新宅順二郎・粕谷誠・高橋伸夫・阿部誠 (2005) 『リサーチ・マインド 経営学研究法』有斐閣。
- 松尾憲橋責任編集 (1981) 『体系近代会計学 XIV 理論会計学』中央経済社。

《論 文》

わが国におけるオランダ取替価値会計研究の展開

—久木田重和教授の研究によせて—

Development of Dutch Replacement Value Accounting Research in Japan :

Based on the works of Professor Shigekazu Kukita

橋 本 武 久

要 旨

本論文は、1970年代からオランダで導入された取替価値会計の社会経済的背景とその意義、また、これに関するわが国の研究の展開過程を、主として久木田重和教授の業績をもとに跡付け、もってその現代的意義、ひいては久木田会計学の意義を明らかにしようとしたものである。

取替価値会計は、オランダ会計に通底する「健全な経営実践」という原則に沿った会計処理方法であり、フィリップス社をはじめとする主として大企業において実践に用いられたもので、久木田教授は、取替価値会計の導入状況について、規模別および業種別に詳細な検討を行い、実態を明らかにした。

また、久木田教授の取替価値会計研究を通観することにより、久木田会計学の意義についても明らかになった。

キーワード：取替価値会計，オランダ，時価主義

1. はじめに

本論文は、1970年代からオランダで導入された取替価値会計の社会経済的背景とその意義、また、これに関するわが国の研究の展開過程を、主として久木田重和教授の業績を基に跡付け、その現代的意義、ひいては久木田会計学の意義を明らかにしようとするものである。

ところで、久木田教授の取替価値に関する研究業績は3つの期間に区分される。すなわち、第1期(1972年から1981年)、第2期(1988年から1990年)、そして、第3期(1993年から2007年)である。本論文では、この区分を取替価値会計が興隆した第1期と、衰退局面にあった第2・3期に再編し、久木田教授の研究を基に取替価値会計の展開過程について、それぞれの社会経済的背景を考慮しながら検討を行うこととする。

2. 取替価値会計の興隆期:第1期(1972年から1981年)

久木田教授によれば、「取替価値会計(Replacement Value Accounting)は、オランダでは取替価値理論(Vervangingswaardetheorie)といわれるもの」(久木田1980, 132注(1))¹¹であって、その源流は、20世紀初頭に同国で活躍したアムステルダム大学の経営経済学者リムペルク(Th. Limperg)の理論であるとされている。彼は当初、「会計理論の開発を意図しなかったが、彼の価値理論は、原価会計と財務会計の両方に規範的価値を有し」(ワルトン1997, 234)、その後のオランダ会計学に非常に大きな影響を与えた¹²。

ただし、彼の理論は、「会計理論としてではなく、むしろ純粋な経済理論における価値論の一類型として理解した方がよい。・・・(中略:筆者)・・・それまでの経済学における価値論争の延長線上に位置するものと考えられる」(上妻1982, 117)のである。

そこで、久木田教授は、取替価値会計がオランダで実践された意義について次のように述べている。

¹¹ なお、久木田教授は、オランダにおける通常のケースでは、時価は取替価値を意味することから、時価主義会計は、取替価値会計という表現が相応しいとしている。これについては、久木田(1989a, 91)を参照。

¹² これについては、松本(1976, 62);久木田(2007, 48)を参照。この他、Limpergの理論、諸概念、そして、会計史上の意義などについては、上妻(1982, 1987)およびCamfferman and Zeff(1994)を参照。

「今日展開されている時価主義会計や貨幣価値変動会計の大多数のものは、未だに理論的主張の域に止っていて、会計実践に具体的に適用されているものは、きわめて少ない。したがって、オランダにおいて理論的に主張され、かつ、実践されている取替価値会計について吟味することは、資本制企業会計の新たな側面を照射する可能性をも有するものといえる。・・(中略：筆者)・・『健全な経営実践』という原則がオランダ会計の最も基礎的指針である」(久木田 1972, 153-154)

このように久木田教授は、オランダ会計の実践的側面を評価しつつ、その根底には「健全な経営実践」という原則があることを明らかにしている。なお、この「健全な経営実践」という概念は、1970年に制定された新しい商法では「経済的社会的な生活において認められる基準」に変更され、取替価値会計の適用範囲の拡大の可能性が想定されていたものである¹³。

そして、久木田教授は、1978年4月から1979年7月まで、東京経済大学国外研究員としてオランダ国立エラスムス・ロッテルダム大学においてオランダ取替価値会計の研究に従事することとなった。この在外研究は久木田教授に、オランダ文化へも強い愛着を抱かせるものとなったが¹⁴、それ以上に久木田教授は、オランダでの会計実践を目の当たりにし、次のように大きな問題点に直面することとなった。

¹³ これについては、松本(1976, 63)を参照。

¹⁴ 久木田教授はこう記している。「ハーグではじめて『デルフトの眺望』を見た数日後、私は、フェルメールがカンヴァスに描いた当のデルフトを訪れた。そこは、フェルメールが生まれ育った町でもある。・・(中略：筆者)・・旧市街の東のはずれに行き、そこから旧市街を眺めると、フェルメールが『デルフトの眺望』に描いたのと同じ光景を目の当りに見ることができ、いつしか17世紀のオランダへ引きこまれていくような錯覚を起こす」(久木田 1980b, 14)。オランダの地で取替価値会計の研究に奮闘する久木田

「インフレーションをはじめとする企業を圍繞する環境の諸変化によって、取得原価主義会計がさまざま欠陥を露呈していたとしても、企業はいぜんとして、取得原価主義会計に緊縛されたままであった。・・(中略：筆者)・・オランダでは多くの理論的な支持をえてきたばかりではなく、オランダ雇傭者団体連合会やオランダ登録会計士協会を中心とする三者合同スタディ・グループによっても推奨されてきているし、さらには制度上も容認されているにもかかわらず、現実の会計実務においては、それほど普及してはいない。それはどうしてなのか。主要な理由のひとつとしては、税法において取替価値会計が否認されていることが挙げられる」(久木田, 1980a, 125, 130)

このように、インフレーションの進行などの経済変化に対して、取替価値会計などの採用をもって十分に対応しきれていないオランダの会計実践に対する不満を感じつつ、その原因が税法によるものとし、制度上の問題であると結論付けるのである。そして、久木田教授はさらに以下のように述べている。

「しかし、たとえ全体の 20%以下であるとはいえ、オランダでは以前から、取替価値会計が現実の会計実務において実践されてきていることは、まぎれもない事実である。・・(中略：筆者)・・とくに取得原価主義会計は純固定資産 1,000 万ギルダー未満の企業で集中的に利用されていることが明らかにされている。純固定資産 75 百万ギルダー以上の大企業の半数余りが取替価値会計を採用していることは何を意味しているのか？」

教授を虜にしたのは、フェルメール(Johannes Vermeer)であり、デルフトの街であったようである。

(久木田, 1980a, 130-132)

このように久木田教授は、取替価値会計が、オランダ企業全体では 20%以下しか採用されていない一方で、大企業においては半数余りが採用しているという事実には、大きな含意があることを指摘しているのである。

3. 取替価値会計の衰退期:第2期(1988年から1990年), および, 第3期(1993年から2007年)

オランダでは、1984年1月1日から民法第2編8章「年次決算書と年次報告書」が施行され、これにより取得原価主義会計と取替価値会計を追認し明文化された。この点について、久木田教授は次のように述べられている。

「オランダでは以前から、取得原価主義会計も取替価値会計もともに、“健全な企業慣行”に適ったものとして、制度的に容認されていたわけであって、民法第2編第8章および『資産評価に関する省令』は、それまでオランダにおいて“健全な企業慣行”として実践されてきた取得原価主義会計と取替価値会計を追認し明文化したにすぎない」

(久木田 1989a, 91)

そこで、久木田教授は容認が明文化された取替価値会計が、どのような形態で、どのように具体的に適用されているかについて、主要 145 社の年次報告書の分析を行い、取替価値会計に基づいて主要財務諸表を作成し開示している 65 社を、次に示す RVA(Replacement Value Accounting : 取替価値会計) I ~ VII の 7 類型に分類し詳細な分析を行っている。

RVA・I型：取替価値を全面的に適用する方法

- RVA・Ⅱ型：費用性資産のうち主要な有形固定資産の在高評価と費消評価(減価償却費の計算)は取替価値基準とするが、棚卸資産の在高評価と費消評価(売上原価もしくはは原材料費の計算)は取替原価を基準とする方法
- RVA・Ⅲ型：費用性の有形固定資産のうち建物の在高評価と減価償却費の計算のみを取替価値ベースとして行い、他の有形固定資産と棚卸資産については、取得原価に基づいて在高評価と費消評価を行う方法
- RVA・Ⅳ型：費用性の有形固定資産の在高評価は取得原価を基準とするが、費消評価である減価償却費は取替価値に基づいて計算を行い、棚卸資産については、在高評価も費消評価も取替価値を基準とする方法
- RVA・Ⅴ型：すべての費用性資産の在高評価は取得原価を基準とするが、費消評価は取替価値を基準とする方法
- RVA・Ⅵ型：費用性の有形固定資産の減価償却のみを取替価値に基づいて計算するのみで、その在高評価および棚卸資産の在高評価と費消評価は取得原価を基準とする方法
- RVA・Ⅶ型：費用性の有形固定資産については、その在高評価も費消評価も取得原価を基準とするのに対して、棚卸資産の在高と費消は取替価値に基づいて評価する方法¹⁵

そして、久木田教授はこの調査結果を次のように詳細な一覧表としてまとめている。

¹⁵ これについては、久木田(1989a, 93)を参照。

図表 1：調査対象会社 145 社の会計実務の分布¹⁶

()の中は 145 社に対する%

会計実務	上場会社 ①	非上場会社		計 ①+②+③	
		NV②	BV③		
取 替 価 値 会 計	RVA I	10社 (6.9)		1 (0.7)	11社 (7.6)
	RVA II	18 (12.4)	2 (1.4)	1 (0.7)	21 (14.5)
	RVA III	18 (12.4)	3 (2.1)		21 (14.5)
	RVA IV	3 (2.1)			3 (2.1)
	RVA V	1 (0.7)			1 (0.7)
	RVA VI	4 (2.8)	1 (0.7)		5 (3.4)
	RVA VII	3 (2.1)			3 (2.1)
小計 ④	57 (39.3)	6 (4.1)	2 (1.4)	65 (44.8)	
取得原価主義会計 ⑤	63 (43.4)	12 (8.3)	5 (3.4)	80 (55.2)	
合 計 ④+⑤	120 (82.8)	18 (12.4)	7 (4.8)	145 (100.0)	

(出所：久木田 1989a, 94)

この会計実務の分布から久木田教授は次のような分析を行っている。

「要するに、取替価値会計の容認が明文化されているオランダにおいても、取得原価主義会計を凌駕して取替価値会計が一般化しているわけではなく、依然として取得原価主義会計が支配的であり、また、取替価値会計適用会社のなかで取替価値会計を全面的に適用している会社は意外に少なく、ほとんどの会社が部分的に適用しているにすぎない」(久木田 1989a, 94-95)

¹⁶ 図表中の NV とは Naamloze Vennootschap の略である公開可能有限責任会社，BV とは Besloten Vennootschap の略である非公開有限責任会社のことである。これについては，新日本有限責任監査法人(2016, 10-11)を参照。

久木田教授は、このように取替価値会計が存外に浸透していない状況を明らかにしている。また、業種別の分析も行い、「商業をはじめとする非製造業では取得原価主義会計が圧倒的に支配的であるのに反して、製造業では取替価値会計が過半を占めている、というオランダ企業会計実務の一面が明らかになる」(久木田 1989a, 95) ことをも指摘している。

さらに、久木田(1989b)では、取替価値会計と取得原価主義会計の実践状況を分析するには、取替価値会計を適用することによる影響が反映されない基準によって両者の実践状況を比較することが必要であるとし、企業規模を示す純売上高・資本金・従業員規模別に取替価値会計の実践状況を比較しようとしている。次に示すのは、その一つである売上規模高の分析結果である。

図表 2：売上高規模別の取替価値会計と取得原価主義会計の実践状況

()の中は 145 社に対する%

	取替価値会計							小計 ①	取得原価 主義会計 ②	合計 ①+②
	I	II	III	IV	V	VI	VII			
800万ギルダ－未満	社	社	社	社	社	社	社	社	3 社 (2.1)	3 社 (2.1)
800万ギルダ－以上 3,500万ギルダ－未満			3 (2.1)					3 (2.1)	4 (2.8)	7 (4.8)
3,500万ギルダ－以上 1 億ギルダ－未満	1 (0.7)	1 (0.7)	3 (2.1)					5 (3.4)	10 (6.8)	15 (4.8)
1億ギルダ－以上 5 億ギルダ－未満	4 (2.8)	11 (7.6)	11 (7.6)	1 (0.7)	1 (0.7)	4 (2.8)	1 (0.7)	33 (22.8)	25 (17.8)	58 (40.0)
5億ギルダ－以上 10億ギルダ－未満	1 (0.7)	2 (1.4)	3 (2.1)				1 (0.7)	7 (4.8)	13 (9.0)	20 (13.8)
10億ギルダ－以上 50億ギルダ－未満	3 (2.1)	7 (4.8)	1 (0.7)	2 (1.4)		1 (0.7)		14 (9.7)	18 (12.4)	32 (22.1)
50億ギルダ－以上	2 (1.4)						1 (0.7)	3 (2.1)	7 (4.8)	10 (6.8)
合 計	11 (7.6)	21 (14.5)	21 (14.5)	3 (2.1)	1 (0.7)	5 (3.4)	3 (2.1)	65 (44.8)	80 (55.2)	145 (100.0)

(出所：久木田(1989b, 130)¹⁷

¹⁷ 「1 億ギルダ－以上 5 億ギルダ－未満」の区分は、引用もとでは「1 億ギルダ－未満 5 億ギルダ－未満」となっていたが、誤植とみなして修正した。

この表も含めた3つの指標の分析から、久木田教授は次のような結論を導き出している。

「中位以下の規模の会社では、取得原価主義会計が圧倒的に取替価値会計を上回っているのに対して、中位層の会社では、逆に、取替価値会計が取得原価主義会計を上回っている。上位の規模になると、取得原価主義会計の方が取替価値会計よりも多くなっている」(久木田 1989b, 132)

このようにオランダの企業会計実践において相当な影響力を持っていた取替価値会計ではあったが、当時の低いインフレ水準の下で影響力を失うこととなり、1992年について、オランダを代表する企業の一つであるフィリップス社までもが、取得原価主義(歴史的原価)会計へと変更するに至ったのである¹⁸。オランダにおける取替価値会計の歴史的意義はこの時点で失われたことになる。

このような変化を受けて、また、2005年からのEU域内上場企業に対する国際会計基準(IFRS)の強制適用を視野に入れ、久木田(2004, 2007)では次のような点を明らかにしている。

- ① (2004年までの：筆者)20年間にオランダの会計実務において取得原価主義会計が圧倒的に優位となってきた・・・(中略：筆者)・・・取替価値会計適用企業のなかに取得原価主義会計に変更する企業が増加してきた(久木田 2004, 9)。
- ② 企業会計の基本的機能を踏まえて、取得原価主義会計の意義と役割について、改めて検討することが必要である。そうすることにより、今日の時価評価(時価会計)のもつ意義とその限界についても明らかにできる(久木田 2004, 11)。
- ③ (オランダの代表的なビールメーカーである：筆者)ハイネケン社は1955/1956年度から取替価値会計を部分的に適用し始め、(中略：筆者)フィリップス社が取得原価主義会

¹⁸ これについては、ワルトン(1997, 246)を参照。

計に転換した 1992 年以降さらに 13 年間も取替価値会計を適用し続けてきた(久木田 2007, 4)。

- ④ 取替価値会計の全面的適用型 RVA・I 型適用企業は、1999/00 年度以降はわずか 1 社だけである。その 1 社がハイネケン社」 (久木田 2007, 46)であった。

このように、久木田教授が、「健全な経営実践」の実践として大きな期待をかけ研究を続けてきたオランダにおける取替価値会計は、1990 年代にほぼ終息を迎えたのである。しかしながら、それと同時期に進行しつつあった、IFRS を中心とする会計の国際的調和化の流れ、またその中で時価主義会計が志向されつつあることを目の当たりにし、久木田教授の研究意欲は衰えることを知らず、今後の課題を次のように示されている。

「ハイネケン社の取替価値会計についてはフィリップス社の取替価値会計の異同について簡単に触れたが、取替価値会計の全面的適用型の RVA・I 型を適用したフィリップス社以外の適用形態との比較検討も行わなければならない。

ハイネケン社の取替価値会計自体についても、ここでは簡単にその概略を紹介したにすぎないので、注記などの情報も立ち入ってその計算構造も含めてさらに掘り下げて吟味することも必要である。

ハイネケン社は、2005 年度から IFRS に強制適用されたために、取替価値会計から取得原価主義会計に変更したが、その意味についてもオランダにおける IFRS へのコンバージェンス・プロセスとの関連でも理論的実証的に明らかにしなければならない」

(久木田 2007, 47)

いずれの指摘もその後のオランダにおける会計制度の展開過程を考えると大変示唆に富むものであるが、久木田教授の研究活動は、残念ながら本論文を最後に途絶えてしまう。それは、久木田教授が翌 2008 年から定年退職を迎える 2014 年まで東京経済大学長として、大学の運営に専念されたことに起因するであろう。学長職で多くの人材を育てることに精力を傾けられたことに敬意を表しつつも、久木田会計学のその後の展開過程を見ることができなかったことは、筆者にとっても学界にとっても至極残念なことであった。

4. おわりに

本論文では、久木田教授の研究を基に、オランダにおける取替価値会計の興隆から衰退までを概観してきた。ここではまず、オランダ会計における取替価値のその後を簡単に述べておきたい。

今日のオランダでは、資産の一般的な評価として、「原価法又は時価法、あるいはいずれか低い価額、現在価値法の選択適用が認められ・・・(中略：筆者)・・・2016 年以降、取替価値に代えて現在価値(current cost)が適用」(新日本有限監査法人 2016, 164)され、取得原価と時価の両方が併存しながらも、時価として取替価値は含まれない状況となっている。久木田教授がご存命ならばこの状況をどう分析されたか興味あることではある。

そこで本論文の最後に、久木田会計学の意義について考えてみたい。ここまで検討してきたように、久木田先生の研究の大半はオランダにおける取替価値会計の研究に向けられていた。その起点には、オランダ会計の最も基礎的な指針であり、先進性の具現化である「健全な経営実践」に共鳴したことがあったと考えられる。また、研究を開始された当時のわが国の会計学が、インフレーションをはじめとする企業環境の諸変化に対応せず、従来からの取得原価主義会計に束縛されていた状況に強い憤りを持っておられたことも論文の中から理解できるのである。

久木田教授の研究は、ヨーロッパの小国ながらフィリップス社をはじめ、世界に冠たる有力企業を有し、会計制度についても先進的な試みを行っていたオランダ会計学に、わが国会計学のあるべき姿を見つつ、その在り方を真摯に問うとしたものであるといえる。

また、他の論者の研究との違いとして、久木田教授の研究は、制度上認められずとも実践される取替価値会計の意義を、企業の財務諸表を実証的に分析し、それを規模別、業種別に、緻密かつ包括的に探究した、他に類を見ない稀有な業績であるといえる。

オランダにおいて取替価値会計は消滅したものの、オランダにおける取組みを将来のわが国における問題として見据えて分析を継続した久木田会計学は、その後のわが国における時価主義会計の議論を、30年以上も前から一貫して追求した先駆的業績であると結論付けることができるのである。

参考文献

上妻義直(1982)「オランダ取替価値会計の原点」『名古屋工業大学学報』第34号, 117-125頁。

———(1987)「オランダ取替価値理論の利益概念」『企業会計』第39巻第8号, 60-64頁。

久木田重和(1972)「取替価値会計論—オランダ・フィリップス社の会計実践—」『東京経大会誌』第76号, 153-177頁。

———(1980a)「オランダ取替価値会計の実態」『企業会計』第32巻第8号, 125-132頁。

———(1980b)「フェルメールとデルフト」『輪』(東京経済大学教職員組合)110号, 13-14頁。

———(1981)「フェルメール」『特修広場』(東京経済大学特修コース事務室)No.2, 10頁。

———(1989a)「オランダ取替価値会計の最新事情」『企業会計』第41巻第3号, 90-97頁。

——(1989b)「オランダ取替価値会計の実践状況」『企業会計』第 41 巻第 10 号, 128-132 頁。

——(2004)「オランダ型時価主義会計の最新状況と取得原価主義会計」『企業会計』第 56 巻第 5 号 4-12 頁。

——(2007)「オランダ・ハイネケン社の取替価値会計」『東京経大会誌』第 256 号, 3 - 53 頁。

新日本有限責任監査法人(2016)『オランダの会計・税務・法務 Q&A』税務経理協会。

松本穰(1976)「価格変動会計の実践--ブラジルとオランダの場合」『企業会計』第 28 巻第 2 号, 59-64 頁。

P. ワルトン編著, 久野光朗 監訳 (1997) 『欧州比較国際会計史論』同文館出版。

Camfferman, K. and S. A. Zeff (1994) “The contributions of Theodore Limperg Jr (1879–1961) to Dutch accounting and auditing,” J. R. Edwards(ed.) *Twentieth-Century Accounting Thinkers*, London.

(付記) 本論文は、2022 年 6 月 18 日 (土) に東京経済大学において開催された【学術シンポジウム】「変容する国際会計：久木田重和名誉教授が目指した国際会計への架け橋」における講演内容を基に再構成したものである。久木田重和教授に対してはご冥福を改めてお祈りする次第である。なお、本報告にあたり、ご高配をいただいた実行委員会代表の小野武美教授はじめ、陣内良昭名誉教授、神納樹史教授、金 鉉玉教授、ならびに、学務部研究課の石川浩司氏、そして、ともにご報告させていただいた徳賀芳弘京都大学名誉教授・京都先端技術大学教授、潮崎智美九州大学准教授に厚く御礼申し上げます。また、本企画に筆者をお招きいただいた成川正晃教授は、2022 年 4 月 6 日にご逝去された。痛恨の極みである。ここに記して心よりの哀悼の意を表するとともに、感謝申し上げます。ありがとうございました。

会計と会計環境との共進化¹⁹

徳賀芳弘²⁰

[目次]

I はじめに

II 会計基準と環境要因との関係 -説明理論-

- II-1. 環境決定論的な説明（環境要因→会計基準）
- II-2. 経済的帰結論的な説明（会計基準→環境要因）
- II-3. 共進化（共変化、共適合）的な説明（会計基準→環境要因→会計基準・・・）
- II-4. 会計基準の機能不全

III 仮説の提示とカントリー・ケースの選択

- III-1. 仮説の提示
- III-2. なぜミャンマーとカンボジアを取り上げるのか
- III-3. ミャンマーのケース -本末転倒-
- III-4. カンボジアのケース -ウィンブルドン現象-

IV ミャンマーとカンボジアの IFRS 導入の理由に関する因果推論

- IV-1. 先行研究の整理
- IV-2. ミャンマーに関する具体的な考察
- IV-3. カンボジアに関する具体的な考察

V おわりに

¹⁹ 本稿は、2022年6月18日に東京経済大学において開催された東京経済大学学術フォーラムにおける徳賀芳弘の講演に加筆したものである。基本的には、徳賀[2019]の内容を再編成したものであるが、徳賀[2019]の執筆後におこなったカンボジアでの訪問面接調査の内容も踏まえたものとなっている。ただし、本稿は、参考文献の網羅的かつ詳細な提示の欠落等、学術論文としての体裁を整えてはならず、あくまでもワーキング・ペーパーとして執筆したものである。

²⁰ 京都先端科学大学教授・理事、京都大学産官学連携本部顧問、京都大学名誉教授。

[要約]

外生的な会計基準が特定法域に導入される場合も特定法域内で会計基準の新設・改廃が行われる場合も、新会計基準と当該法域の環境要因との間に何らかのコンフリクトが発生し、その解決・緩和のさいに、環境要因が変化する（経済的社会的帰結が起こる）、及び/または新しい会計基準の内容が変質させられる。ただし、当該法域のエンフォースメントの強弱やその背景としての新しい会計基準を需要する政府・作成者・利用者の動機の強弱によっては、環境要因の変化のみが顕現したり、会計基準の変質や機能不全のみが顕現したりするが、理論上は両者が変化するという「共進化（共変化）」²¹が原則となる。以上のことは、多くの先行研究の結果²²によって支持されている。

他方で、外生的な会計基準である IFRS²³が世界 140 か国以上で共有されているという現実がある。IFRS が想定している環境要因からの相違が大きい法域ほど、IFRS の導入によるコンフリクトが大きいという先行研究の成果²⁴に従えば、多くの開発途上法域は大きなコンフリクトの発生を享受しているか、当該コンフリクトの発生を想定したうえで、当該法域政府、作成者、及び/または監査人によるそれらの回避・緩和行動が明示的及び/または暗黙的に行われているはずである。

本報告では、その実態を知るために、発達した資本市場を持つ先進法域を想定して開発されている IFRS を資本市場が未発達の開発途上国に導入するカントリー・ケースを調査対象として、訪問面接調査を主要な調査手段として、調査を行っている。仮説的には、当該法域においては、予期される大きなコンフリクトの発生に対して、当該政府、作成者、及び/

²¹ 「共進化（共変化）」は、同時に変化するという意味ではなく、互いに影響をもたらし変化するという意味である。後ほど詳述する。

²² 徳賀 [2019] を参照せよ。

²³ 外生的な会計基準の導入ばかりが学術雑誌等で議論されているが、内生的な会計基準の新設・改廃でも、コンフリクトの程度や性質は相違しているものの類似の現象が発生するはずである。たとえば、徳賀 [2000] を参照せよ。

²⁴ 徳賀 [2019] を参照せよ。

または監査人が何らかの回避・緩和行動を行っているということである。

本報告では、IFRS の想定する環境要因との乖離が大きいにもかかわらず ASEAN で最初に IFRS / IAS を導入したミャンマー²⁵とカンボジア²⁶に関して上記の仮説に係るフィールド調査を実施した。その結果、両国では、形態はまったく異なるが、IFRS 導入によるコンフリクトと同じく、導入された IFRS を機能不全とする仕組みが構築されていることが分かった。

[キーワード]

会計と環境要因との関係、コンフリクトの発生、会計基準の機能不全、開発途上国における IFRS の導入

I はじめに

本稿は、会計と政治的・経済的・文化的な環境要因の間には密接な関係が存在しており、各法域の環境要因（法制度を含む）には大きな相違があるにも関わらず、各法域の環境要因と必ずしも適合しない会計基準である IFRS が世界 140 か国以上で共有されているのはなぜかという問題意識に基づく研究の一部である。

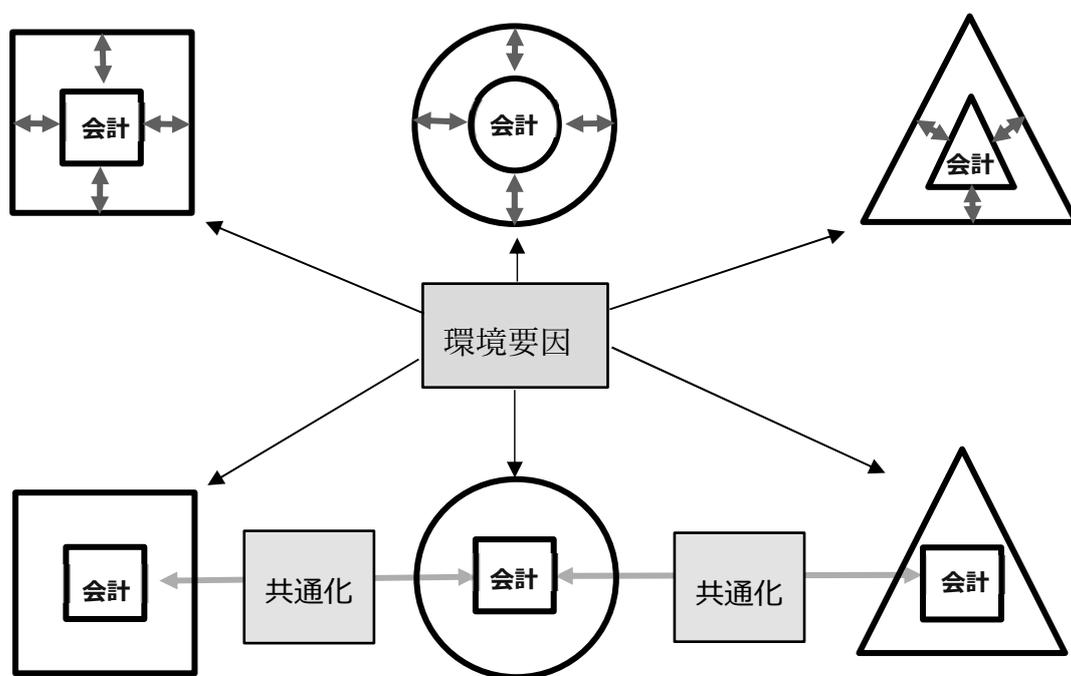
このようなモチベーションを先行研究に関連させてリサーチ・クエスチョンに展開するために、以下のような若干の掘り下げを行う。下記の図表 1 において示されている外側の

²⁵ ミャンマーへは、谷口隆義氏（京都先端科学大学教授、公認会計士）と共に、2016 年 3 月と 12 月の 2 度に亘ってヤンゴン市内で訪問面接調査と上場企業に対する質問票調査を実施し、収集を予定していた情報の多くを入手できている。ただし、当時は、民主的政権への移行直後の時期であり、その後の民主化政権の対応を追跡調査する必要がある。しかし、ミャンマーは 2019 年 2 月の軍事クーデターで再び軍事政権へと戻っているため、追跡調査は困難な状況にある。

²⁶ カンボジアへは、同じく、谷口隆義氏と共に、2020 年 2 月にプノンペン市で訪問面接調査を行った。「ウインブルドン現象」に関する明確な情報を入手することはできたが、政府統計や会計プロフェッションの団体の統計データが欠如しており、さらなる調査を予定していた。しかし、第 1 回目の調査直後に、新型コロナウイルス感染症の蔓延による国家間移動が禁止され、カンボジアに関する調査は中断せざるをえなかった。そのため、調査も包括的とは言えない。今後の追加的な調査が不可欠である。

□、○、及び△が政治・経済・文化的な環境要因の形だと仮定する²⁷。環境要因の形に添って、内側の□、○、及び△、の会計が存在するというのは、会計基準が他の制度と同様に環境の必要に応じて誕生・進化すること（環境→会計基準）から考えれば、原則的に正しいであろう。また、そのことは2000年以前の膨大な研究成果（エビデンス）によって支持されていた。

図表1 環境要因と会計（基準）との関係



²⁷ 実際の政治・経済・文化の組み合わせは無数にあり、細かく見れば、法域ごとに相違している。同一法域内でも産業によって規制環境等が相違するため、このような単純化は現実的なものではない。ここでは、会計と会計環境との関係を考察するために、非現実的な単純化を試みている。

しかし、図表1の下側の□、○、及び△の場合には、環境要因の形に関係なく、内側の□の会計が共通化されている。近年の世界140か国以上におけるIFRSの適用の容認や適用の義務化という現実はまさにその現象である。会計基準と会計環境との密接な関係を前提とする限り、□の会計基準が厳密に固定化されるならば明示的・暗黙的に会計環境の方が変化してそれに適合する(Granovetter [2017])、□の会計基準の変化容認度が高ければ会計基準が変化して会計環境に適合する、あるいは会計基準と会計環境の両方が変化(共進化)はざである。さらに言えば、両者が適合しないまま存続する(会計基準の機能不全)というケースもありうるかもしれない(本稿のメインテーマである)。

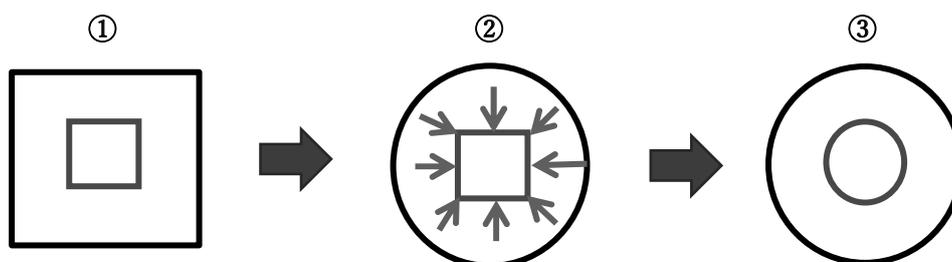
II 会計基準と環境要因との関係 -説明理論-

膨大な先行研究から判断する限り、会計基準と環境要因との密接な関係は否定できない。そこで、その両者の関係についてどのような説明が可能であるかを以下で述べる。

II-1. 環境決定論的な説明(環境要因→会計基準)

①は当該法域の会計基準と環境要因との事前の均衡状態(会計基準が□で環境要因も□)である。②は、何らかの理由で□の環境要因が○に変化した場合に、会計基準との間にコンフリクトが発生することを示している。しかも変化への圧力は、環境要因→会計基準であり、新しい会計基準が求められることになる。③は、会計基準が新しい環境要因に適合するように○に変化し、次の均衡状態となることを示している。

図表2 環境決定論的な説明



図表 3 会計と関係環境との関係に関する類型化

	英国型 (英国、英連邦諸国)	フランス型 (フランス、スペイン、ポルトガル、それらの旧植民地諸国)	米国型	ドイツ型 (ドイツ、北欧諸国)
法制度	コモン・ロー	ローマ法 ナポレオン商法典	コモン・ロー	ローマ法 ナポレオン商法典
言語	英語	フランス語、 その他のラテン系言語	英語	ドイツ語、オランダ語、 その他の北欧語
株式会社組織・資本所有の分散の程度	高度な株式会社組織 資本所有の広範な分散	発達した株式会社組織 資本所有の非分散	高度な株式会社組織 資本所有の広範な分散	高度な株式会社組織 資本所有の非分散
財務諸表の目的	公正かつ真実な概観 の表示	法的な株主帰属額の表示	公正な表示	法規定への準拠
開示	会社法で規定	詳細な法規定	職業会計人の影響大	詳細な法規定
資本市場	高度な市場 最低限の国家介入	高度な市場	高度な市場 国家による密接な介入	高度な市場
会計発達の源	監査証明の必要性から 職業会計人制度が発達	監査規定の法律化	監査証明の必要性から 職業会計人制度が発達	銀行による大企業統 制の必要から
会計の法規制の程度	自主規制	法規制	自主規制	法規制

また、会計基準が新設・改廃または導入され後に、当該会計基準の変質化（もともとの機能を果たさないように何らかの変更を加える）も行われる場合もある。こちらも環境決定論的な説明ではある。会計基準の変質化には、IFRS からのカーブアウトのような明示的な

現象、適用段階での暗黙裡カーブアウトの容認、あるいは、導入時に導入国の都合の良いように若干の手を加えて、そのまま導入したような外観を与えながら実はもともとの機能を果たさないように骨抜きにするケースのような翻訳的適用がある²⁸。

会計基準の変質化の程度は、会計基準の弾力性（選択肢と見積もりの弾力性）と改変容認度（どの程度の逸脱が許されるか、各法域におけるエンフォースメントの強さ）に依存する。大雑把に言えば、1960年代後半から2000年以前までの国際会計研究の多くは、会計基準の法域ごとの相違を環境要因の相違に基づいて説明する²⁹、またはその説明変数を絞る³⁰というものであった。類型化に関する典型的な研究であるAAA[1977]の研究成果を図表3として示す。

II-2. 経済的帰結論的な説明（会計基準→環境要因）

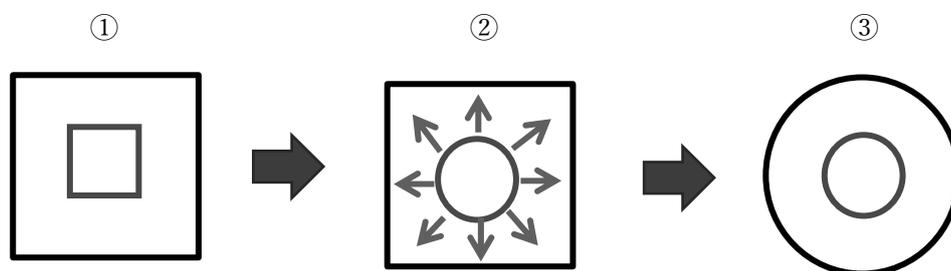
下記の図表4の①は図表2と同様に、当該法域の会計基準と環境要因との事前の均衡状態（会計基準が□で環境要因も□）である。②は、何らかの理由で会計基準の新設改廃や外生的会計基準の導入が行われた場合に、環境要因との間にコンフリクトが発生することを示している。しかも変化への圧力は、会計基準→環境要因であり、環境要因の変化（例えば、関連諸法規の変更）が求められることになる。③は、環境要因が新しい会計基準に適合するように○に変化し、次の均衡状態となることを示している。

²⁸ 翻訳的適用に関しては、徳賀 [2000] を参照せよ。

²⁹ Hatfield [1966], Seidler [1967], Mueller [1968], Zeff [1972], AAA [1977], DaCosta et al. [1978], Frank [1979], Nair & Frank [1980], Gray [1988], Choi & Mueller [1992], Choi & Meek [2005] 等。

³⁰ Frank [1979], Nair & Frank [1980], Doupanik & Salter [1993], Nobes [1998] 等

図表 4 経済的帰結論的説明



S. A. Zeff 教授の 1978 年の論文（Zeff [1978]）の公表以来、会計基準が環境要因に与える影響の分析は今日まで継続的に展開され洗練されてきた。多くの論文は経済的帰結（economic consequences）という言葉を用いているが、環境要因への影響は必ずしも経済的なものばかりでなく、法規や文化に関わることがあるので、社会的帰結（social consequences）または経済的社会的帰結（economic and social consequences）と表現する方がよいかもしれない（今後は、そのような意味で経済的帰結と表現する）。

経済的帰結という語句の伴う論文の多くは、ここでいう経済的帰結論的説明であり、膨大な先行研究がある³¹。

II-3. 共進化(共変化、共適合)³²的な説明(会計基準→環境要因→会計基準…)

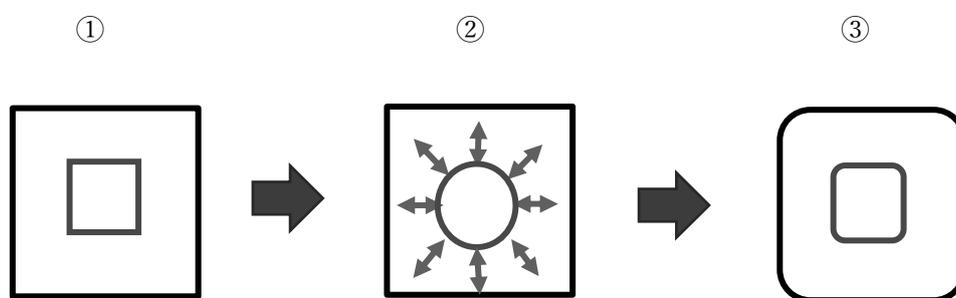
下記の図表 5 の①は図表 2 と同様に、当該法域の会計基準と環境要因との事前の均衡状態（会計基準が□で環境要因も□）である。②は、何らかの理由で会計基準の新設改廃や外生的会計基準の導入が行われた場合に、環境要因との間にコンフリクトが発生することを

³¹ 例えば、Zeff [1978] , Holthausen & Leftwich [1983] , Watts & Zimmerman [1986] , Taylor & Turley [1986] , Daske et al. [2008] , Barth et al. [2008] , Gipper et al. [2013] 等。

³² 「共変化」または「共適合」ともいう。会計学において「共進化」という概念を扱った先行研究は少ないと思われるが（Sanada & Tokuga [2020] を参照せよ）、経済学としては、比較制度分析を提唱した Aoki [2010] で次のように定義されている。「1 つのドメインにおける行動の変化が他のドメインの変化を誘発し、それがさらに元のドメインにフィードバック効果をもたらす。」

示している。しかしここでは、変化への圧力は双方向であり、当該コンフリクトの解消・緩和のプロセスにおいて、時差を持ちながら互いを変化させると考えられている。会計基準と環境要因の間で反復的に、会計基準→環境要因→会計基準→環境要因といった影響の繰り返しが行われる。その結果、③のように、環境要因も会計基準も変化して、次の均衡状態となる。

図表 5 共進化論的説明



共進化的な説明は、(1) 環境決定論的な説明、及び (2) 経済的帰結主義的な説明と矛盾するわけではなく、両者との親和性は高い。影響を与える→(方向)が一方向のみであると拘らなければ、いずれの説明も受け入れ可能である。しかし、会計基準の新設改廃や外生的会計基準の導入が、双方向の影響という形で説明されることが少ないのは、次のような理由による。まず、双方向の変化が同時には表れないので、それらが独立して扱われている可能性がある。また、特定法域の会計基準と環境要因との関係に依存して、(会計基準の弾力性が高い場合や改変容認度が低い場合) 環境要因の変化のみが顕現したり、(当該法域の政府、作成者、及び監査人の新会計基準への需要が低い場合で会計基準の改変容認度が高い場合には) 会計基準の実質的变化のみが顕現したりするからである。

以上より、会計基準と環境要因との関係を説明する理論として、共進化(共変化・共適合)的な説明が最も多くの現象を包摂して説明できることが分かる。

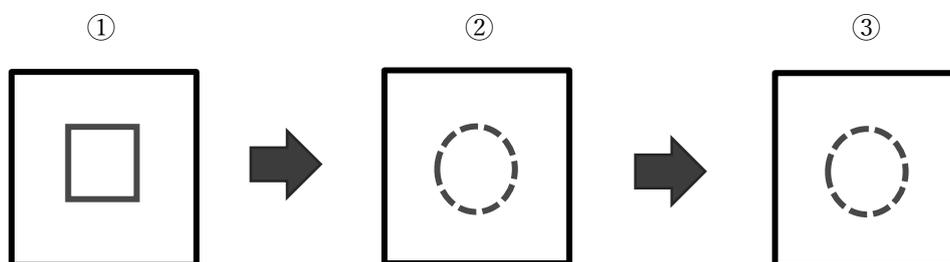
II-4. 会計基準の機能不全

これまでの考察により、会計基準の想定している経済社会と当該法域の経済社会との乖離幅が大きいほど、会計基準と環境要因との間に発生するコンフリクトは大きく深刻になると推定できる。また、共進化的な説明に基づけば、このコンフリクトの解消・緩和のために関連諸法規の改正を含む環境要因の大きな変化が求められるはずであり、他方で、会計基準の変質化も発生するはずである。ただし、IFRSの導入に関しては、改変容認性が低いので、環境要因の変化によってコンフリクトを解消する可能性が高いと推定される。

しかし、当該法域の政府、作成者、及び/または監査人の新会計基準に対する需要が小さい（必要でないだけでなく、大きな負担になる）場合には、当該会計基準の変質化が起こるであろう。極端な場合には、機能の変質というよりは、機能不全（使われない）という状態となるであろう。

下記の①は図表2と同様に、当該法域の会計基準と環境要因との事前の均衡状態（会計基準が□で環境要因も□）である。②は、何らかの理由で会計基準の新設改廃や外生的会計基準の導入が行われた場合に、当該会計基準が実務で使われないことから、環境要因との間にコンフリクトも発生せず、環境要因にも新しい会計基準にも変化がないことを示している。

図表6 会計基準の機能不全



Ⅲ 仮説の提示とカントリー・ケースの選択

Ⅲ-1. 仮説の提示

上記の推論に基づいて、以下のような仮説の提示を行いたい。

「特定法域の政府には IFRS を導入したという外観を必要とする動機があるが、当該法域の企業、会計プロフェッション、及び利用者等が IFRS 準拠の財務諸表情報を必要としていない場合には、IFRS の機能不全が発生する可能性が高い」

Ⅲ-2. なぜミャンマーとカンボジアを取り上げるのか

会計基準と環境要因との不適合の程度が大きいほど両者の間で発生するコンフリクトが大きいとすれば、IFRS を導入した開発途上法域のほとんどで「IFRS の機能不全」が発生しているはずであるが、先行研究に基づけば、開発途上国の中でも IFRS がうまく機能しているところとそうでないところがある³³。どのような条件がそろった場合に、会計基準の機能不全が発生するかを考察する必要がある。

まず、内生的会計基準の新設・改廃の場合には、通常特定法域の環境要因を前提として利害調整的に基準開発が行われる。そのため、新会計基準と環境要因との間のコンフリクトも相対的に小さいであろう。そこで、会計基準の機能不全を典型的な形で観察しようとするれば、内生的ではなく、外生的会計基準（例えば、IFRS）の特定法域への導入、しかも、当該会計基準と環境要因との不適合がより大きいと推定される開発途上国のカントリー・ケース

³³ この点に関しては、以下のような膨大な研究蓄積がある。Zeghal & Mhedhbi [2006], Hassan [2008], Al-Akra et al. [2009], Türel [2009], Judge et al. [2010], Elbannan [2011], Liu et al. [2011], Gordon et al. [2012], Ismail & Kamarudin [2013], Zehri & Abdelbaki [2013], Samaha & Khlif [2016] 等。

これらの研究が取り上げている論点は、以下のとおりである。

- ① IAS/IFRS を導入した途上国の客観的状況、
- ② IAS/IFRS を導入した途上国政府の動機、
- ③ 当該法域における企業が、導入された IAS/IFRS に準拠する積極的動機、
- ④ ②③と密接な関係があるが、当該法域政府の規制とエンフォースメントに対する姿勢、及び
- ⑤ IAS/IFRS 採用の経済的帰結。

を取り上げるべきであろう。

具体的には、国連の定義に基づけば後発開発途上国に分類され、資本市場が未発達の開発途上法域でありながら、比較的早い時期に IFRS の採用を義務付けた法域において、資本市場志向の強い IFRS との不適合の程度が大きく、大きなコンフリクトが発生すると推定される。そこで、ASEAN 諸法域の中で最初に IFRS への準拠を義務付けたカンボジアとミャンマーを取り上げて考察することとした。

III-3. ミャンマーのケース -本末転倒-

ミャンマーでは、2009 年に IFRS を MFRS としてそのまま導入したが、その後の IFRS の変更は反映できていない。IFRS for SMEs も含めて、全会社に適用を義務付けている。ヤンゴン市において、2016 年 3 月と 12 月の 2 度に亘って実態調査を行った³⁴。訪問面接調査の対象は、日本大使館、大学教授、規制主体、資本市場関係者、作成者、公認会計士団体であり、各組織の意思決定を左右する人物に対して行うエリートインタビューである。また、調査方法は半構造化法³⁵である。

調査内容は以下のとおりである。

- ①現在の政治・経済の状況、
- ②会計・監査実務の技術的レベル、
- ③会計基準（MFRS）の遵守度、
- ④会計高等教育（大学）の評価、
- ⑤会計専門職教育の評価、
- ⑥課税所得計算の状況、

³⁴ ミャンマーに関して、民主化政権成立直後であったため、その後の変化を知るために、次の調査を 2020 年に計画していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により延期していた。その後、軍事クーデターが発生し、再度、軍事独裁政権となったため、現状では断念せざるを得ないと考えている。

³⁵ 共通の質問を用意するが、話の展開によっては、関心のある論点を深掘りする形で話を聞く方法。

- ⑦講義で用いられている言語、
 - ⑧使用しているテキスト、
 - ⑨カリキュラム
- (⑦⑧⑨は大学のみ)

調査結果の概略は以下のとおりである。

- ・2016年、2017年当時、義務付けられている約55,000社の会社のほとんどが、MFRSに準拠した財務諸表を作成していない（不準拠に対する罰則はない）。日本の金融庁の当時の調査では上場企業を含む14社のみが作成。
- ・2015年12月に証券市場がスタート。上場企業数は、2016年3月の調査時点で4社、2016年12月に5社、現在6社。
- ・大学及び専門職団体等による会計教育は低レベル（会計学を教えているのは169大学中3大学のみ）。

これらの調査結果に基づけば、①ミャンマー企業は、IFRS（MFRS）準拠の財務諸表の作成を義務付けられているが、作成しなくても罰せられない。②ミャンマー企業は、IFRS（MFRS）準拠の財務諸表を作成しないというよりは、作成できない。③資本市場は未発達でこれらの会計情報を必要とせず（投資家層は未発達）、金融機関も高い担保をとるため会計情報を必要としていない。

ミャンマー政府の会計教育軽視と不準拠に対する罰則を置かないという姿勢から、及び作成者も利用者もIFRS準拠の財務諸表情報を必要としていないことから、ミャンマー政府がASEANでいち早くIFRSを導入したのは、導入したという事実を示すことが重要³⁶であって、IFRSに本来の機能をさせることは重要ではないとの解釈が可能である。

³⁶ 徳賀 [2019] を参照せよ。

III-4. カンボジアのケース -ウィンブルドン現象-

カンボジアでは、2009年にIFRSをCFRSとしてそのまま導入したが、ミャンマーと同様に、その後のIFRSの変更は反映できていない。IFRS for SMEsも含めて、上場企業、金融機関、及び大企業に適用を義務付けている（他の企業は任意適用である）。プノンペン市において、2020年2月に実態調査を行った³⁷。訪問面接調査の対象は、日本大使館、規制主体、資本市場関係者、作成者、公認会計士団体³⁸であり、各組織の意思決定を左右する人物に対して行うエリートインタビューである。また、調査方法は半構造化法である。

調査内容は、大学教授への質問（できていない）を除いてミャンマーと類似のものである。

- ①現在の政治・経済の状況、
- ②会計・監査実務の技術的レベル、
- ③会計基準（CFRS）の遵守度、
- ④会計高等教育（大学）の評価、
- ⑤会計専門職教育の評価、及び
- ⑥課税所得計算の状況。

調査結果の概略は以下の通りである。

- ・2018年当時、義務付けられている約800社の会社のほとんどが、CFRSに準拠した財務諸表を作成している。
- ・2011年に証券市場がスタート。上場企業数は、2020年の調査時点で8社、現在は15社。
- ・CFRSに準拠した財務諸表の作成は国際的監査法人が担当。監査も国際的監査法人が担当。
- ・カンボジアの専門職団体等による会計教育は低レベル。

³⁷ その後2回の調査を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延から中断せざるをえなかった。2023年には再開する予定である。

³⁸ 大学教授へのインタビューも計画していたが、新型コロナウイルス感染症蔓延のためできていない。

以上より、①カンボジア企業の主要な一部は、IFRS (CFRS) 準拠の財務諸表の作成を義務付けられており、そのほとんどが準拠している。②カンボジア企業も、ミャンマー企業と同様に、自分では IFRS (CFRS) 準拠の財務諸表を作成できない。③資本市場は未発達でこれらの会計情報を必要としておらず、金融機関も高い担保をとるためこれらの情報を必要としていない。しかし、④国際監査法人が当該企業の IFRS (CFRS) 準拠の財務諸表を作成し、別の国際監査法人がその監査をしている。カンボジアを舞台として、国際監査法人が財務諸表を作成し、監査するというウィンブルドン現象がみられるのである。

カンボジアのケースでは、ミャンマーとまったく異なり、IFRS への高い準拠率がみられる。しかし、カンボジア企業が自ら作成するのではなく、国際監査法人が作成し、監査も国際監査法人がしている。当該財務諸表は、資本市場での資金調達にも民間の融資制度においてもほとんど使われていない。つまり、カンボジアの作成者も利用者も IFRS 準拠の会計情報を必要としていないため（使われていないため）、カンボジア政府が ASEAN でいち早く IFRS を導入したのも、ミャンマーと同様、導入したという事実を示すことが重要であって、IFRS に本来の機能をさせることは重要ではないとの解釈が可能である（IFRS を機能させる意志はあるが）。

IV ミャンマーとカンボジアの IFRS 導入の理由に関する因果推論

ミャンマーとカンボジアのいずれも IFRS の機能不全が起こっていることは明らかとなったが、次に、前述の仮説との関係から、ミャンマーとカンボジアの政府が IFRS を導入する（外観を示す）動機を持っていることが示される必要がある。両法域は、なぜ、ASEAN 内で（最も経済開発が遅れていながら）最も早く IFRS を導入したのかについて考察を行いたい。

IV-1. 先行研究の整理

先行研究³⁹に基づいて、本稿との関係で論点を挙げれば、次の 5 つである。①IAS/IFRS を導入した途上国の客観的状況、②IAS/IFRS を導入した途上国政府の動機、③当該法域における企業が導入された IAS/IFRS に準拠する積極的動機、④②③と密接な関係があるが、当該法域政府の規制とエンフォースメントに対する姿勢、及び⑤IAS/IFRS 採用の経済的帰結である。

まず、開発途上国が IFRS を導入する客観的条件としても多くの先行研究が挙げているのは、①高度な経済成長、②高度な教育水準、③資本市場の整備、及び④判例法の採用である。

次に、開発途上法域が IFRS を導入する動機を説明する理論に関しては、概して 2 つの理論が用いられている。1 つ目は、ネットワーク効果である。例として、同一地域で経済的関係が深い（例えば、主要な貿易相手である）法域が IFRS を採用している場合に当該法域が IFRS を採用すれば、近隣法域の直接投資や国際的な取引を促すことになるので、IFRS を採用するというものである⁴⁰。2 つ目は、制度派経済学に依拠した同型化（isomorphism）理論である。同型化には、①強制的同型化（coercive isomorphism）、②模倣的同型化（mimetic isomorphism）、及び③規範的同型化（normative isomorphism）がある⁴¹。

他方、IFRS の導入ではなく、導入された IFRS への当該法域企業が準拠する客観的な条件として、先行研究では、①準拠に経済的なメリットがあることと、②準拠を強制されているということが挙げられている。IFRS 準拠の動機を説明する理論としては、概して、①エージェンシー理論、②シグナリング理論、③政治過程理論、及び④資本コスト理論が用いられている。

³⁹ 注 15 を参照せよ。また、その内容の詳細は、徳賀 [2019] を参照せよ。

⁴⁰ Ramanna & Sletten [2014] 及び Kossentine and Othman [2014] を参照せよ。

⁴¹ 理論的には、DiMaggio & Powell [1983] に依拠するものであり、近年、この視点からなされた開発途上法域による IFRS の導入に関する膨大な先行研究がある。

さしあたり、上記の先行研究の枠組みを利用して、ミャンマーとカンボジアに関する具体的な考察を行い、上記の枠組みで説明が困難であれば、新たな理論的説明を探るという方法で進めたい。

IV-2. ミャンマーに関する具体的な考察

まず、IFRS 導入の客観的条件に関して、ミャンマーには①高度な経済成長のみ⁴²が適合する。②教育の全般的な水準は低く、大学における会計教育も低レベルである⁴³。会計専門職の組織は脆弱で、公認会計士の数も増加傾向がみられない⁴⁴。会計専門職教育も、JICPA 等による教育援助等があるものの、国内的には大きな変化が見られない。高度な会計基準のみ採用し、それを動かす会計人材の育成に努力していないのは、動かす意志がないからではないか。また、③ミャンマー法は大陸法系であるが判例法的な要素も持つというハイブリッド型である。最後に、④資本市場⁴⁵は未発達である。

次に、IFRS 導入の動機に関してはいかがであろうか。まず、図表7の a のネットワーク効果に関して、ASEAN は IFRS の導入に関して世界でも最も遅れている地域であり、ミャンマーの IFRS 導入のネットワーク効果は大きくない。外資導入を大きく制限しているため⁴⁶、ネットワーク効果を重視していない可能性が高い。

続いて、同型化に関しては以下のとおりである。まず、図表7の b-1. 強制的同型化に関

⁴² ただし、ミャンマーが IFRS を導入したのは、高度成長が始まる前であった。

⁴³ 調査当時、会計学を教える大学は全国で僅か3校/169のみであり、会計関連の教員も全国で80人（実際に会計学を教えているのはその半数以下）しかいない。

⁴⁴ 企業数に比べて公認会計士の数が非常に少なく、また、所得も少ない。優秀な公認会計士はシンガポール等の法域外で働いている。徳賀 [2019] を参照せよ。

⁴⁵ ミャンマー、カンボジア共に極少数の企業しか上場しておらず、しかも、上場の目的は資金調達というよりは、会社の PR のためである。ミャンマーについては、上場企業への質問票調査をしているので徳賀 [2019] を参照せよ。

⁴⁶ 2020年3月より、上場各社の外国人投資家持ち分が上限35%まで認められることになった。

しては、ミャンマーはアジア金融危機の際の韓国⁴⁷とは異なり IFRS の導入を具体的に要求されてはいない。しかし、ミャンマーが、経済制裁⁴⁸の一環として止められていた IMF と WB の融資再開、及び ASEAN 加盟のために「経済開放を示さざるをえない」状況であったと解釈できるので、強制的同型化として説明可能である。しかし、韓国の例（1998 年）を範として、IFRS を導入すれば、経済開放に努めている姿勢を示すことができると考えて導入した可能性はなくはない。その場合には、図表 7 の b-2. 模倣的同型化といえよう。ミャンマーの公認会計士教育の水準は低く、また、優秀な公認会計士がシンガポール等に流出していることもあり、会計プロフェッションの制度変革に対する意識は低く、しかも強力な政治パワーとはなっていない。さらに、IFRS に準拠するミャンマー企業の動機は何であろうか。IFRS 準拠の客観的条件①に関して、ミャンマー企業は、a、b、c、及び d のいずれの動機も有していないと判断できる。なぜなら、全ての企業が IFRS/IFRS for SMEs(MFRS) への準拠を義務付けられているにも関わらず、極少数の企業のみしか準拠していない（できない）からである。加えて、資本市場における資金調達には IFRS 準拠の財務諸表が必要になるが、ミャンマー唯一の証券取引所に上場している企業数は調査当時に 4 社のみ（現在でも 6 社）であり、しかも上場の目的は 1 社を除いて資金調達ではない⁴⁹。また、金融機関から融資も高担保制度のため財務諸表情報すら求められていない。さらに、準拠は義務付け

⁴⁷ 徳賀 [2001] を参照せよ。

⁴⁸ 欧米のミャンマーへの経済制裁は、1988 年以降 20 年以上にわたって、様々な形で展開された。これらの経済制裁は、1988 年以降、ミャンマーを国際的に孤立させ、その後ミャンマーを経済的最貧国に置き続けるという影響をもたらした。新軍事政権は、社会主義軍事政権の政策を否定し、ミャンマーが国際的に開かれていること（internationality, openness）を示し、欧米からの経済制裁を停止してもらうために、国際的に認められている会計基準（IAS:1999 年、IFRS:2009 年）を外観上導入したのではないか。また、このことは、1988 年の軍政政権開始以降、1987 年に 3 億 6460 万ドルあった欧米からの ODA は完全に停止し、IMF 及び WB からの融資も（経済制裁として）完全に停止され（IMF [2018a], p.2）、外貨準備は枯渇し、ミャンマーの外貨準備高は、0.7 月分の輸入しか賄うことができないほどになったということからもその深刻さがうかがえる（石田 [2008]、203 頁）。

⁴⁹ 2017 年に、上場 4 社に対して質問票調査も実施したが、そのうち 3 社は会社の PR のためと答えている。

られているものの、罰則規定がないため、明確に強制されているとはいえない。言い換えれば、罰金を免れるために IFRS に準拠するとはならないということである（準拠の②の条件も満たさない）。

図表7 ミャンマーの適合度

IAS/IFRS [導入] の客観的条件		IAS/IFRS 採用の [政府] の動機	
① 高度な経済成長	○	a. ネットワーク効果	×
② 高度な教育水準	×	b-1. 強制的同型化	○
③ 資本市場の整備	△	b-2. 模倣的同型化	△
④ 判例法の採用	△	b-3. 規範的同型化	×
IAS/IFRS [準拠] の客観的条件		IAS/IFRS 準拠の [企業] の動機	
① 準拠に経済的なメリットがある	×	条件①の内容としての動機	
② 準拠を強制されている	△	a. シグナリング	×
		b. エージェンシーコストの軽減	×
		c. 政治コストの軽減	×
		d. 国際的資本調達が必要	△

IV-3. カンボジアに関する具体的な考察

カンボジアに関しては、調査途中であること、まだ研究成果を公表していないことから、これまでに得られた限られたエビデンスに基づく結論のみを示すことにする⁵⁰。

カンボジアでは、ミャンマーとはまったく異なる形で IFRS の機能不全が発生している。しかし、カンボジアの場合、準拠は罰則を伴って強制されていること、カンボジア政府による外資導入への前向きな政策（開放政策）の展開、及び 2020 年～21 年の 1 年間における上場企業数の倍増等から判断すると、機能不全はカンボジア政府によって政策的に現出されて

⁵⁰ 近いうちに、カンボジアへの調査（とりわけ、会計学者とカンボジア企業）を行い、その成果を公表する予定である。

いるというよりは過渡期のやむを得ない状況という見方も可能であろう。これから数年間のカンボジアの変化には注視が必要である。

図表 8 カンボジアの適合度

IAS/IFRS 採用の客観的条件		IAS/IFRS 採用の動機	
① 高度な経済成長	○	a. ネットワーク効果	×
② 高度な教育水準	×	b-1. 強制的同型化	○
③ 資本市場の発達	×	b-2. 模倣的同型化	△
④ 判例法の採用	△ ⁵¹	b-3. 規範的同型化	×
IAS/IFRS 準拠の客観的条件		IAS/IFRS 準拠の企業の動機	
① 準拠に経済的なメリットがある	×	条件①の内容としての動機	
② 準拠を強制されている	○	a. シグナリング	×
		b. エージェンシーコストの軽減	×
		c. 政治コストの軽減	×
		d. 国際的資本調達が必要	×

V おわりに

本研究の仮説は「特定法域の政府には IFRS を導入したという外観を必要とする動機があるが、当該法域の企業、会計プロフェッション、及び利用者等が IFRS 準拠の財務諸表情報を必要としていない場合には、IFRS の機能不全が発生する可能性が高い」であった。本研究は途上であるが、ミャンマーとカンボジアの調査結果は、本仮説を支持する証拠となって

⁵¹ カンボジア法はもともとフランス法を継受しており、大陸法系であるが、英米法系の法制度もある。×に近い△である。

いる⁵²。以下、これまでに得られた結論を述べておきたい。

特定法域において、会計基準が内生的に新設・改廃される場合も、外生的会計基準が導入される場合も、程度の差こそあれ、新会計基準と当該法域の環境要因との間にコンフリクトが発生し、環境要因も会計基準の実質も変化する。しかし、いずれの側が大きく変化するかは、新会計基準の適用におけるエンフォースメントの強弱と当該会計基準の改変許容度に依存する。以上のことは、多くの先行研究の経験的な証拠によって裏付けられている。

また、新会計基準と当該法域の環境要因との間に発生するコンフリクトが非常に大きい（と推定される）場合には、環境要因の短期間での激変を避けるために、新会計基準を機能しないようにさせる工夫が施される可能性がある。外観上は非常に近い制度を導入しているように繕いながら、実際には当該制度がほとんど機能しないような仕組みを設定して、新会計基準を機能不全とすることもある。

本研究では、まさにこの新会計基準の機能不全がどのような形態で発生するのか、どのような状況において発生するのかを考察するため、ミャンマーとカンボジアの調査を行った途中経過である。いずれの法域も、欧米の厳しい経済制裁を回避するために、また ASEAN への加盟を認めてもらうために、IAS/IFRS を導入しているという外観（経済を開放しているという外観）が必要であった⁵³。ところが、IFRS への準拠という点では、両法域は真逆の結果となっている。前述したように、両法域は ASEAN 諸法域では最も早く 2009 年に IFRS を導入している。両法域共に、IFRS 準拠の対象となる企業が異なるとはいえ、準拠を義務付けているが、ミャンマーでは 2016 年の調査時点でほとんどの企業が IFRS 準拠の財務諸表を公開しておらず、カンボジアではほぼ全企業が準拠した財務諸表を公表している。

⁵² 現在、調査が中断しているという点では、本研究は中間報告的なものである。また、今回の調査結果の普遍化のためにはさらなるカントリー・ケースが必要となるであろう。本研究は、典型的ケースの分析と考えているが、典型であることを示すためにもさらなる研究が必要となる。

⁵³ カンボジアでは、ミャンマーとはまったく異なり、外資に対する開放政策を展開しているため、外資導入を促進するという経済的な理由が存在していて、未だ様々な理由からそれが実現できていないだけであるとの解釈も可能である。

ミャンマーの場合、企業も会計専門職も利用者⁵⁴も IFRS を必要としておらず、義務付け
てはいても罰則はないという法的措置を設定している。新会計基準を機能させない仕組み
が政府によって用意されていたのである。他方、カンボジアでは、IFRS 準拠の財務諸表を
国際監査法人が作成し、別の国際監査法人が監査する上に、カンボジアの政府も企業も監査
法人もそれらの財務諸表を利用しないという仕組みを用意することによって、IFRS の機能
不全という結果となっている。一見真逆にみえて、実は、いずれも本稿の仮説を支持するも
のとなっている。ただし、カンボジアでは、それが政府によって意図的になされたのか、過
渡的な処置として許されているだけなのかは、さらなる調査の結果を待たなければなら
ない。今後、さらに類似の状況下で「新会計基準の機能不全」が発生するかどうかの調査を続
けていきたい。

[あしがき]

久木田重和先生は、わたしにとりましては、九州大学の学部・大学院の大先輩です。東経
大の学長までされた偉い方なのですが、非常に気さくで温かい方でした。新型コロナ感染症
が蔓延する前まで、日本会計研究学会の懇親会の際に、わたしを探して会いに来ていただき、
いつも恐縮しておりました。

わたしの研究人生において、重要なご示唆をいただいたことがありました。「徳賀さんは、
会計の国際化によって時価評価が増えると言っているが、オランダでは減ることになるよ」
との指摘を頂きました。このご指摘で、自分が観察した法域（当時は、日本と米国）に関す
る現象のみが普遍的なことであるかのように錯覚していたこと、言い換えますと、世界を俯
瞰できていなかったことに気づかされました。近年、開発途上国における IFRS の無機能化

⁵⁴ 上場企業は数社であり、上場の目的も資金調達ではなく、会社の PR という状況下で利用者という利害
関係者が存在していると言えるかどうか疑わしい。

に関する研究を行っていますのも、先生のご指摘によるところがあります。先生には直接お伝えできておりませんでした。この場を借りて、感謝を申し上げるとともに、先生のご冥福をお祈りいたします。

また、今回の学術フォーラムの準備を進めておられた、成川正晃先生が準備途中で急逝されました。お亡くなりになる直前までいつもと変わらないメールをいただいておりますので、いまだショックから抜け出せないでおります。先生には、今回のことのみでなく、学会関係でこれまでいろいろとお世話になりました。ありがとうございました。先生のご生前のご厚情に感謝すると共に、衷心よりご冥福をお祈りいたします。

最後に本企画の準備委員長を務められた小野武美先生、成川先生の後を引き継いで本企画を進めていただいた神納樹史先生にも御礼を申し上げます。

[主要参考文献]

Al-Akra, M., A. M. Jahangir, and O. Marashdeh [2009] “Development of Accounting Regulation in Jordan,” *The International Journal of Accounting*, Vol. 44, No.2, pp. 163–186.

American Accounting Association Committee on International Accounting [1977] “Report of Committee on International Accounting,” *Accounting Review*, Supplement 52, pp. 77-132.

Aoki, M. [2010] *Corporations in Evolving Diversity –Cognition, Governance, and Institutions*, Oxford University Press. (青木昌彦著, 谷口和弘訳 [2011] 『コーポレーションの進化多様性—集合認知・ガバナンス・制度—』NTT出版)

Barth, M., W.L. Landsman, and M. Lang, [2008] “International Accounting Standards and Accounting Quality,” *Journal of Accounting Research*, 46, 467-498.

Choi, F. D. S. and G. G. Mueller [1992] *International Accounting*, 2nd Ed., Pearson.

Choi, F. D. S. and G. K. Meek [2005] *International Accounting* 5th ed., Pearson Prentice Hall.

- DaCosta, R. C., Bourgeois, J. C., & Lawson, W. M. [1978] “A Classification of International Financial Accounting Practices,” *The International Journal of Accounting*, Vol. 13, No. 2, pp. 73–85.
- DiMaggio, P. J. and W. W. Powell [1983] “The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields,” *American Sociological Review*, Vol. 48, No. 2, pp. 147-160.
- Doupnik, T. S. and S. B. Salter [1993] “An Empirical test of a Judgmental International Classification of Financial Reporting Practices,” *Journal of International Business Studies*, Vol. 24, Issue 1, pp 41–60.
- Elbannan, M. [2011] “Accounting and Stock Market Effects of International Accounting Standards Adoption in an Developing Economy,” *Review of Quantitative Finance and Accounting*, Vol. 36, No. 2, pp. 207-245.
- Frank, W.G. [1979] “An Empirical Analysis of International Accounting Principles,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 17, No. 2, pp. 593-605.
- Gipper, B., B.J. Lombardi, and D.J. Skinner [2013] “The Politics of Accounting Standard Setting: A Review of Empirical Research,” *Australian Journal of Management*, Vol. 38, No. 3, pp. 523-551.
- Gordon, L.A., M. P. Loeb, and W. Zhu [2012] “The Impact of IFRS Adoption on Foreign Direct Investment,” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 31, No. 4, pp. 374-398.
- Gray, S. J. [1988] “Towards a Theory of Cultural Influence on the Development of Accounting Systems Internationally,” *Abacus*, No. 24, pp. 1–15.
- Granovetter, M. [2017] *Society and Economy: Framework and Principles*, Belknap Press. (渡辺深訳[2019]、『社会と経済: 枠組みと原則』、ミネルヴァ書房)
- Hassan, M. [2008] “The Development of Accounting Regulations in Egypt”, *Managerial Auditing Journal*, Vol. 23 No. 5, pp. 467-484.
- Hatfield, H. R. [1966] “Some variations in accounting practices in England, France, Germany and the United States,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 4, No. 2, pp. 169–182.
- Holthausen, R. W. and R. W. Leftwich [1983] “The Economic Consequences of Accounting Choice Implications of Costly Contracting and Monitoring,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 5, pp. 77-117.

- International Monetary Fund [2018a] (February) *Myanmar; Staff Report for the 2017 Article IV Consultation*, IMF.
- Ismail, W.A. and K. A. Kamarudin [2013] “Earnings Quality and the Adoption of IFRS Based Accounting Standards: Evidence from an Emerging Market,” *Asian Review of Accounting*, Vol. 21 No. 1, pp. 53-73.
- Judge, W., S. Li, and R. Pinsker [2010] “National Adoption of International Accounting Standards: An Institutional Perspective,” *Corporate Governance: An International Review*,” Vol. 18, Issue 3, pp. 161-174.
- Kossentini, A. and H. B. Othman [2014] “A Study of the Institutional and Economic Determinants of IFRS Adoption in Emerging Economies,” *TJJA Symposium TJJA* (University of Illinois at Urbana-Champaign), pp. 1-63.
- Liu, C., L.J. Yao, N. Hu, and L. Liu [2011] “The Impact of IFRS on Accounting Quality in a Regulated Market: An Empirical Study of China,” *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol. 26 No. 4, pp. 659-676.
- Mueller, G. G. [1968] “Accounting Principles Generally Accepted in the United States versus Those Generally Accepted Elsewhere,” *The International Journal of Accounting*, Vol. 3, No. 2, pp. 93-102.
- Nair, R. D., and W. G. Frank [1980] “The Impact of Disclosure and Measurement Practices on International Accounting Classifications,” *The Accounting Review*, Vol. 55, No. 3, pp. 426-450.
- Nobes, C. W. [1998] “Towards a General Model of the Reasons for International differences in Financial Reporting,” *ABACUS*, Vol. 34, No. 2, pp. 162-187.
- Ramanna, K. and E. Sletten [2014] “Network Effects in Countries’ Adoption of IFRS,” *The Accounting Review*, Vol. 89, No. 4, pp. 1517-1543.
- Samaha, K. and H. Khelif [2016] “Adoption of and Compliance with IFRS in Developing Countries: A Synthesis of Theories and Directions for Future Research”, *Journal of Accounting in Emerging Economies*, Vol. 6, No. 1, pp.33-49.
- Sabada & Tokuga [2020] *Accounting Regulation in Japan*, Routledge.
- Seidler, L. J. [1967] International Accounting -The Ultimate Theory Course, *The Accounting Review*, Vol. 42, No. 4, pp.775-781.

- Taylor, P. and S. Turley [1986] “Applying Economic Consequences Analysis in Accounting Standard Setting: A Tax Incidence Approach,” *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 13, No. 4, pp.467-488.
- Türel, A. [2009] “The Value Relevance of IFRS: The case of Turkey,” *Economica*, Vol. 5 No. 1, pp. 119-128.
- Watts, R.L. and J.L. Zimmerman [1986] *Positive Accounting Theory*, Prentice Hall.
- Zeff, S. A. [1972] *Forging Accounting Principles in Five Countries: A History and an Analysis of Trends*, Stipes Publishing.
- Zeff, S. A. [1978] “The Rise of “Economic Consequences” -The Impact of Accounting Reports on Decision Making may be the most challenging accounting issue of the 1970s,” *The Journal of Accountancy*, pp. 56-63.
- Zeghal, D. and K. Mhedhbi [2006] “An Analysis of the Factors Affecting the adoption of International Accounting Standards by Developing Countries,” *The International Journal of Accounting*, No. 41, pp. 373-386.
- Zehri, C. and A. Abdelbaki [2013] “Does Adoption of International Accounting Standards Promote Economic Growth in Developing Countries?” *International Open Journal of Economics*, Vol. 1, No. 1, pp.1-13.
- 石田正美[2008] 「ASEAN・ミャンマー関係」、工藤年博編著[2008] 『ミャンマー経済の実像』, 日本貿易振興機構アジア経済研究所。
- 河崎照行 [2016] 「『ASEAN 諸国における中小企業会計の実態調査と政策提言』に関する報告書」『甲南会計研究』第 10 巻, 53-80 頁。
- 齋藤雅子・セカール・マヤングサリ・平松一夫 [2015] 『インドネシアの会計教育』, 中央経済社。
- 谷口隆義 [2017] 「ミャンマーにおける企業会計の現状と課題：軍事政権の残照」, 『国際会計研究』第 1 巻第 1 号, 147-159 頁 (国際会計研究学会)。
- 谷口隆義・徳賀芳弘 [2018] 「ミャンマーにおける会計教育の現状と課題－会計制度改革が進む中での会計教育の欠如－」『京都大学経済学研究科ディスカッション・ペーパー』, J-18-003。
- 徳賀芳弘 [2000] 『国際会計論』, 中央経済社。
- 徳賀芳弘 [2001] 「韓国における金融危機と会計制度改革」 『経営研究』(大阪市立大学) 第 51 巻第 4 号, 21-41 頁。

久木田重和名誉教授追悼学術フォーラム報告書

徳賀芳弘 [2019] 「外生的会計基準の無機能化—ミャンマーについてのケース・スタディー」『立教経済學研究』第 72 卷第 3 号, pp. 43-78, 2019 年 1 月, 立教大学。

仲尾次洋子 [2012] 「台湾における IFRS アドプションの課題: 台湾企業の事例を手がかりとして」『會計』第 181 卷, 第 1 号, 82-92 頁。

《寄稿論文》

会計は豊かさを志向するのか、それとも破滅か？

—会計利潤の由来—

藤田昌也

要約

労働は、自然からの収奪のための活動である。人間はひとかけらの富も創造できない。自然が創造したものを労働によって人間化・社会化するだけである。利潤といわれるものは、自然からの収奪の結果であり、我々の身の回りの文明は、まさに自然からの収奪の成果である。自然が創造したものを人間労働が、目的に応じて加工したものに他ならない。やがてその結果が現れつつある。まず、エネルギーの枯渇の直面である。空気や水の汚染である。大地の疲弊・鉱物の枯渇と耕作地の減少などである。人間すら不能にした（ミナマタ）。会計計算はこの活動を鼓舞してきた。

キーワード

利潤の由来：労働：生産の不可欠の費用：会計計算の功罪：自然からの収奪：自然の疲弊・枯渇

1. 利潤の由来

会計利潤というのは、もとより複式簿記において算出された利潤であるが、会計計算においては、資本（ストック）比較計算（残高比較計算）およびフロー比較計算（収益費用計算）の結果として現れる。公表される財政状態変動表、所得計算書等においては、利潤計算

がそのまま表示されるというよりは、会計観、企業観、あるいは制度的な要請に基づいて公表のために編集される。ストック比較計算やフロー比較計算の結果がそのまま公表されるわけではないが、その計算結果が否定されるものでもない。(Masaya Fujita 2021)。

利潤は、結局は市場における商品・生産物の評価による価値の増減に決定されるが、商業ならば流通の過程、製造業ならば生産過程において発生し、貨幣に媒介される過程すなわち収入支出計算に表現される。しかし貨幣の増減に表現をゆだねている生産物の価値増減そのものを、生産物自身が自ら表現するということはない。会計利潤はやはり複式簿記によって測定されたものである(藤田昌也『会計利潤論』、Masaya Fujita [2002])。ここではこの会計計算として現れる利潤の由来はなんであるのか、を示してゆく。しかしストック比較計算、フロー比較計算を堂々めぐりしていても隔靴搔痒でしかない。経済活動そのものに焦点を当ててみる。

次のような設例から始めよう。

1日に、100尾の魚を獲る漁師を想定する。この漁師の生活のために60尾の魚が必要であるとする。すると残りの40尾は、労働力の再生産を維持した後の剰余ということになる。この剰余を市場で交換してももちろんよい。1尾の価格を¥1とすれば、一日の漁獲は、¥100、そのうち¥60が労働力の再生産のためのいわば労働対価であり、剰余の¥40が利益である。

しかるに労働の中身を見て見よう。漁師の労働は魚を獲ることである。ここで重要なことは、魚を獲るという労働は、魚を創造することではない。魚を創り出したのは、太陽や水や土地や空気であり、それらを一括して自然といえ、自然が魚を育て創り上げたのであり、その創造そのものに漁師の手を必要としていないし、漁師によって創造しようとしても不可能である。つまり重ねて言えば漁師は魚を創造 create したのではなくて、自然が創造した魚を、魚を獲るという労働によって採取し、人間の使用に具したのである。創造主は自然であり、人間の労働は、人間にとって外にある自然を、わが物とすることである。人間化し

たのである。ここで手段としての漁網を使用したとすると、この労働手段も、同じように原材料を自然より獲得し、人間の目的に沿って加工したものである。魚網の材料となっている糸は、例えば蚕の作った糸であったり、木綿の糸であったりするが、すべて自然が創ったものであって、人間が創ったものではない。人間は自然が創ったものに、目的的に労働を加えて、加工する（process）に過ぎない。近代的な生産手段についても、その工程が複雑かつ高度なものであっても、鉄鉱石などの自然の創造物から労働によって加工したものである。個別的には、生産物は、労働と生産手段と自然の創造物からなるが、生産手段もまた労働と自然に分解できるから、全体から見れば、結局人間労働による生産物は、すべて自然の創造物からの加工であり（資本論第一巻 56 頁）、そのうち一部は労働力の再生産に費やされ、残りは人間の労働力の再生産に費やした残りであるから、余剰となるものである。労働生産物は、自然からの給付あるいは自然から人間が収奪したものからなるといっても過言ではない。

繰り返すが、自然が創造したものを、労働の過程を経て人間の欲望に適合した生産物に加工するのである。だから生産物は、労働と自然からの収奪からなるといえる。労働とは「彼（労働者）の外にある自然に働きかけ、これを変化させる」（資本論第 1 巻、232 頁）のであり、労働を自然の形態変化の活動ととらえることができる。ハチの巣の素晴らしい出来栄に、大工は赤面せざるを得ないという記述があるが、労働こそが観念的に描いた目的の実現に向けて作品を加工することであり、人間労働は蜂などよりもはるかに優れたものであるという。まさに人間は労働によって目的的に自然をわがものとしているのである。「労働過程の終わりには、その始めにすでに労働者の表象としてあり。したがって、すでに観念的に存在していた結果を労働によって実現するのであるが、彼は自然的なものの形態変化のみを引き起こすのではないのである。彼は自然的なものの中に、同時に、彼の目的を実現するのである」（資本論第 1 巻 p.232）。労働とはまさに創造するのではなく、自然が創造したものを目的的に形態変化すなわち加工するのである。労働の過程で、生産手段は必要であ

るが、上述のようにその生産もまた自然が創造したものを労働によって加工することで、目的的に生産手段に加工し労働効率を上げるため利用するのである。原材料といわれるものも、そして生産手段も、帰するところ人間が創造したものではなく、単に自然の創造物が労働によって目的的に形態変化しただけであり、あくまで創造の主は自然であり、その自然の生み出したものを労働によって人間化したものである。労働者が外部にある自然に働きかけこれを変化させるとは、すなわち加工することの意である。

次のような記述は、極めて現代的でさえある。

「撚糸（生産物）は、自然が創造した綿花を労働によって撚糸に加工したものである。それは労働と自然からの収奪分を含むことになる。しかし自然からの収奪は区分されて計算されるのではなく、撚糸の価値というとき賃金も自然からの収奪も含めて 10 ポンドと計算されている。したがって商品の価値というとき、労働の価値であり、一般的社会的労働力を表しているがそれは労働と自然からの収奪分を含んだものである」（資本論第 1 巻、向坂訳、岩波書店 p.243）。労働生産物は、労働力の再生産価値と自然からの収奪部分を区別することなく、労働の価値として評価されるのである。

このように考えてゆくと、結局漁師の例が端的に示すように、労働生産物というのは、労働力の再生産のために消費する部分とその部分を超える剰余に還元することができる。この剰余の部分とは、当然に自然からの形態変化したもの、加工したものからなることになる。したがって剰余は無から有を作ることによって生まれるものではない。自然を労働によって形態変化させたものである。

もとより、材料や素材のみならず、人間そのものも自然の産物である。生産物すべてが労働力も含めて自然の創造物である。したがって、それらすべて自然の創造物の中で労働力が特別であるのは、再三述べるように労働力の発現である労働が、自然の創造物を形態変化させるということにある。そして同時に人間の意識もまた生産物に実現する。

2. 労働は唯一の費用である

では労働力がなぜ他の自然の創造物から、自然からの給付から区別されるのか。それはその特殊性である。その特殊性は、労働は費用であるという点である。では何故労働だけが費用であるのかである。その特殊性は再生産という視点から説明できる。すなわち、労働力は人間に備わっているから、労働力の消耗と再生は、人間の日々の再生産である。労働によって消耗された肉体の再生産は命の再生産であり、その回復のために生産物の一部が割かれなければならないし、そのために、消費の確保のために労働に対する対価として貨幣支出されて補填される。労働力は人間とは切り離せないから、当然人間は、自らの労働力の回復は生命の再生産であり、その再生産のため賃金という形で貨幣支出され、かくて費用として認識される。再生産のための貨幣支出によってこそ費用として認識される。すなわち生産のための労働力の消耗とその回復のための貨幣支出が、労働の原動力である労働力を費用として認識させるのである。

それ以外のもの、すなわち自然の創造物はどうなのか。それらは人間によって再生産そのものが不可能なのである。再生産が不可能な物、例えば先の例では川や海の魚は、人間はそれを創ることはできないもの、人間が再生産できないものである。太陽や水や自然に生えている藻類等が魚を新たに再生産するのである。魚は人間にとって獲ることはできても再生産することはできない。自然の創造物の中で、人間は自らの労働力の再生産以外に自然の創造物を再生産できない。樹木は、その再生に少なくとも数年あるいはさらに数十年、数百年かかるものさえある。人間は植林をすることはできても、作り育てるものは自然である。乱獲の結果魚も極めて枯渇しそうになっても保護手段を講じることで再生産の条件がととのえられて、やがて再生するが、再び創造するのは、やはり太陽や、水などの自然である。人間ではない。魚そのものの創造のコストは計算されない。計算されるのは魚を獲るコストである。

消耗し尽された鉱山は、人類の歴史という長い時間をかけても、ふたたび自然によってさ

え再生されることはない。例えば鉄鉱石そのものの創造のコストは計算しないし、計算できない。計算できるのはそれを取得するためのコストである。そして帰するところ労働という費用である。

原油、LPG、石炭等もまた、一旦枯渇すれば、残念ながら再生されることはない。それらの創造がまったく人間には不可能なものは、再生のために貨幣支出は行わない。かかる意味で費用ではありえないのである。利用はできても再生はできないのである。再生することはできても、相当の期間を要するもの、あるいは海浜の整備などの、再生の環境を整えるための費用は、不可避的な負の生産物の除去であり、あとで述べるように追加的に費用を要する。

かく考えるならば、人間が消費した自然の創造物の中で、人間が再生産しなければならぬもので、かつ再生産できるものだけが費用として認識されることになる。再生産できないものに、当然に再生産コストを払うことはあり得ないし、結果的に無償で消費のみすることになる。先に例では魚も鉄鉱石も無償である。費用を認識しえないものは、人間にとって剰余であり、まさに利潤である。

もとより再生産が可能であり、かつ状況によっては必要と考えるに至ればそのための何らかの支出、負担が生じ、したがって費用という認識が生まれる。先に少し述べたが、例えば森林が乱伐で荒廃すれば、その影響は海の状態にまで影響する。そこで漁業の復活のために海浜を再生するには、そこに注ぎ込む河の上流は整備されなければならない。それは可能な範囲で、荒廃した自然の環境を復活するということであり、そのための整備の支出は費用認識される。それは森林の乱伐による荒廃という負の生産物を除去するためであり、自然環境の整備であるからである。しかし自然環境の再生の条件を整えても、再生そのものを人間はできない。魚それ自体の再生はできないが魚がよりよく再生できる環境の整備は可能な場合がある。環境の整備は、魚を漁獲した結果の川の荒廃という負の生産物の除去であり、その再生の条件の整備のための支出を要することとなれば、費用と認識されるにいたる。しかし環境の復活であっても魚の創造ではない。この費用の認識もやはり労働に対する支出

である。負の生産物の除去のための諸手段もまた自然からの収奪と労働からなるものである。帰するところ労働こそが唯一の費用であり、再生産が可能でありかつ貨幣が支出されたということが重要な条件であることに変わりはない。

費用の発生の認識は、再生産のために必要な資金の確保をもって認識されるから、収益から回収される。収益費用計算とは生産物のうち、一部が労働力の再生産にもちいられるという意味である。すなわち再生産の維持のための資金は、収益から確保されることになる。

(参考、刃田和夫[1982]、Johann Karl Rodbertus [1842])。再生産が不可能なもの、あるいは必要のないものに費用の認識はなく、したがって利益である。利益の中身は、無償の利用のみであり、従って結局自然からの収奪である。資源を収奪するための活動が労働である。労働(力)は費用である。そして労働力のみが費用である。

ロードベルツスは、労働の必要性については次のように述べている。

「自然が人間にこのように直結して与えた有形財は、ごく少量しか存在していないので、それを享有するためには、人間の有機的機能が、もっぱら発動されなくてはならぬ。ほとんどすべてのものは、本来この[人間との]直轄の外にあり、人間の活動によって初めて直結へとおきかえられる」(ロードベルツス、邦訳 p.20)。直轄、直結という訳は、支配と訳した方がいいかもしれない。

直接性とは人間にとって有用であるという意味である。自然のものがそのまま有用であるということはまずない。自然が創造したものを採取するというのもすでに人間に供するための加工である。そのまま利用できるなら経済する努力をしないという。(ロードベルツス、邦訳 19 原文 p.5)。労働とは、自然を人間の欲望充足のために加工してゆくことであり、さらに経済とは「至上の欲望充足の目的をもってする、現有財の支配、である。」(ロードベルツス、邦訳 p.19)とも記している。

かくて「すべての経済財は労働という費用を必要とする。そして労働のみ費用である。」
(ロードベルツス、邦訳 p.15)

「財が労働の以外に費用とすべきものはない。あるいは、労働は、財の費用という観点から、財の生成において唯一の要素である」。(ロードベルツス、邦訳 p.21-22)

経済財を生産するのは、自然にあるものを欲望充足のために労働を目的的に加えるという過程が必要であり、かつそのことを可能にするのは労働以外にはない、という理解である。そして労働を加えるという欲望は、自分のものとするという、すなわち労働を加えたものを欲望充足のために自分のものとして占有する。かくて労働はまた、所有の源泉ということになる。しかし今日では、労働者は労働して生産したものを所有できない。だから時として搾取という言葉が当てがわれる。それは賃金が労働の対価として支払われ、それゆえ労働による生産物は経営者に帰属するからである。なお、労働力の再生には個々に異なった条件の下で行われるから、賃金には幅がある。資本対労働の力関係で極めて低く賃金が抑えられる場合もあることを否定するものではない。

費用に関する議論は経済学においても重要な問題であるのであろう、何人か研究者がロードベルツスの如上の引用分に関連して議論している。(参考：刀田和夫、城座和夫、高橋正立)

しかし労働は自然からの収奪行為であるという理解がなく、また労働の費用性を再生産という観点から特殊性を説くということもない。したがって、利潤の本質といった面についての議論もかけているように思う。労働の結果としての生産物がまさに商品の価値であり、労働力の再生産の費用が唯一の賃金であるとすれば、余剰とはまさに利潤であることが理解されよう。結局、重要な論点は、なぜ労働のみが費用であるのかということであるが、先に見たとおり、再生産可能かどうか、再生産すべきかどうかという観点から、その問題を整理できるのではないかと提起したい。そしてなぜ労働が必要かは、再三述べたように自然が創造したものを目的的に形態変化させること、すなわち人間の欲望充足という目的的に加工するためである。

その結果、すでに述べたことの繰り返しであるが、唯一の費用は労働力の再生産に対する

ものであるとする理解から、逆に労働とは、自然からの収奪の過程であり、利潤が、収益から費用を控除したものとして認識されるのは、再生産不可能な自然の創造物の収奪ということ、換言すれば自然からの無償の収奪ということになる。このように我々のまわりの、人間が営々として築きあげてきた文明は、この費用を超えた余剰の蓄積であり、自然からの収奪の結果なのである。我々人間の労働生産物を構成しているものは、結局、先述したように重ねていえば自然と労働からなるということが出来る（ヘルベルト グルール p.54、K.マルクス 資本論第1巻、56頁）し、労働が唯一の費用であり、剰余の源泉は自然ということになる。この収奪としての利潤が会計計算において、貸借対照表計算、損益計算において、会計利潤として計算されるのである。

ここで、次のような問題にも触れておこう。

Karl Lukka氏は会計利潤の存在性を論じている。すでに発表されてから年月が経っているけれど今日なお、示唆に富んでいる。途中の議論を省略するが、最後の結論は次のようである。

「利潤の概念は客観的に、どこかに”外部に実在する out there” 実体といえない。むしろ人間の意識により作られたもので、かつ、明示的にしろ、暗示的にしろ、社会の集合的な合意である」。「利潤というものは、すべての人々の生活に確実に影響する社会的な虚偽（反現実的 *antifact*）である。、、、それはしばしば存在すると想定されるようには存在していない。利潤の概念の客観性は、根拠のない話 *myth* でしかないようにおもえる」（Karl Lukka,p.255）

要旨は会計利潤に客観性はない、あるいは通常存在すると仮定されている利潤が存在しない *Myth*（作り話）ということの様である。いささか刺激的な結論である。古典的アプローチ、意思決定アプローチ、情報経済学といった諸学派が、会計利潤についての存在の証明を十分に果たしていないと結論付けて、そのうえで、上述の結論を述べている。Lukka自身はこの論文において、会計利潤の自らの定義を明確にしていなかったため、通常存在すると彼が

信じている利潤とはいかなるものなのかは理解できないし、肝心の会計計算による利潤についても触れていない。そのためか彼の結論は、単なる学説批判に過ぎないのかと思うほど、その結論に至る過程はややわかりにくいものになっている。しかしこの以上の結論部分を彼の主張と信じることにすれば、わたくしの展開してきた利潤の理解からすれば、利潤は決して myth ではない。我々の周りの文化・文明の存在こそが、利潤の実在性を示すものであるといえる。彼の結論とは真逆に利潤の存在性を示しえたとおもう。

実在論に立つか否かの哲学的論争はそれこそ無意味である。われわれ眼前にある文化・文明こそが実在であり、人類の労働の結実であることへの理解こそ肝要である。

3. エミッション

以上の記述を若干要約すれば次のようになる。

複式簿記によって計算される利潤は、その正体を隠している。 $G-W-G'$ という資本循環に示される資本の活動において、 W が市場の評価を得て利益を生む過程は、あるいは素材から生産物を生産する過程は、その評価を G にゆだねることによって、 $G-G'$ の差額として現れることになる (Louis Goldberg, 1965, p.239)。 W は、自らの価値変化を自ら表現できないからである。 W 自身も貨幣単位で表現されることで、 W の変化そのもの、すなわち利潤の由来は隠してしまっている。その W の構成部分である費用をたどってゆくことで、逆に利潤の正体を手探りしてみたということである。

費用は自然が創造したものを無償で収穫するための労働のみである。生産物を生産するための生産手段、素材は、帰するところ、自然が創造したものを形態変化させた結果に過ぎないし、その結果生産物は、この労働と自然からの収奪からなっていると理解できる。そして唯一再生産できるし、日々再生産しなければならない労働力こそが費用であり、この費用を回収した残りが利潤ということになるが、その部分は再生産不能な自然からの無償の収奪であるということである。無償であるからこそ利潤なのである。ここに計算される会計利

潤は個別の計算に現れてくるその一形態に過ぎない。労働過程とは収奪 **Deprivation** の過程である。利潤としてあらわれるものは無償のものであり、だからこそ再生産が不可能なものであり、それゆえのコストのかからないものである。会計の利潤とは結局この収奪されたものが本質である。会計利潤をより多く獲得することが至上とされることは、まさに自然からの収奪を至上とすることであり、自然からの収奪を是とする思考に通じている。利益が多ければ多いほど自然からの収奪が多くなり、自然破壊が行われることになる。人類が経済活動する限り、獲得する利益は活動の成否の尺度ある。その尺度として機能するのが会計計算である。そしてそれが間違いなく人類の生活を豊かにしてきたのである。そしてそれがまた自然からの収奪を促し再生不能な自然の破壊をもたらすという結果になる。やがて、資源の枯渇という終末を方向づける。人類が森を出て火を使うことになって豊かさの追求が始まった時から、経済効率の重要性が始まるが、同時に破滅への道を方向づけたのである。再生不能な原油はあとどれくらいのこされているのか。石炭はまだまだといいながら、どれくらいの埋蔵量をのこしているのか。天然ガスはどうなのか。化石燃料はいまや枯渇に至る年数を計算できるほどまでに収奪されてきた。今や空気も汚染され、海もまた酸性化が憂い始めている。

以上の理解にエミッション **emission** の問題が捨象されている。すなわちいかなる労働

・生産もエミッションゼロはあり得ない。エミッションは、環境の汚染・破壊である。大抵はネガティブなものであるから、負の生産物とここではいっておく。利益の源泉たる自然は、収奪が過ぎれば取り返しのつかないことがある。森林は伐採が過ぎて自然の再生を待たなくなれば、森林はやがて砂漠となる。これらはただちに資源の枯渇とは異なるとはいえ、自然の収奪をより効率的に行なわれる生産の負の部分の例である。農業でさえ例外ではない。例えば焼き畑農業 **slash-and-burn farming** はその例を示している。今日の近代的な機械化された農業もまた、農地の酷使による減少、水の枯渇が指摘されている。また限りある資源の競争的な収奪には、ますます収奪の効率を高める主手段が汚染を激化させている。

その結果、汚染の影響は、さらに自然からの収奪の効率を妨げる。水の汚染は、やがて工場の取水の効率を下げるし、飲料水を減少させる。農地の荒廃が農地の減少をもたらす、農産物の激減をもたらす。過度の漁獲は、漁獲量の減少にも甚大な影響をもたらす。また森林の荒廃は、洪水の被害の原因にもなり、さらに海の荒廃をもたらして漁業に影響をもたらす。工業用水の垂れ流しが、地域の住民の健康被害・生命の危機をもたらしてきた（水俣を見よ）。種々の鉱害は地域住民の健康被害をもたらしたことも歴史的な事実である。人間の再生産そのものさえ困難に至ることになる。労働の再生産そのものが妨げられれば、経済学では無限という前提であった人間労働力さえ、いずれ限界あるものであることが強く認識されざるを得ない。無限と思って、汚染を黙認してきた海も限りあることに今や気づかざるを得ないし、大空もまたガスで汚染されつつある。これらのマイナスのエミッションの回復・補修の支出にも労働は必要である。もとよりその作業には労働のための諸手段や、空気や水といったものも必要であるが、労働が唯一の費用であることに変わりはないが、むしろ人間の作った負の生産物を除去、軽減するための労働である。労働に対する支出は増加するが、何かを加工する労働ではない。労働生産物は、労働と自然からの収奪物からなると述べたが、負の生産物は、この収奪される「自然」と同じように、生産物に入り込んでくる。これを除去する労働が必要とされてくる。先に述べた、漁獲量を高めるための、河岸の整備による整備魚とか、植林というのもこの負の生産物の除去である。当然、労働を必要として、したがって費用負担が増加する。

生産物は、労働と自然からの収奪物からのなると述べてきたが、これはまた GDP に通じる。会計計算による利益の追求は、この GDP の増加の追求であるが、GDP の極大化の目標は、種々の問題を引き起こす。次のような指摘がある。

「社会の幸福度を測定するように意図されたことが一度もない GDP の極大化することは、国の政策目標として適当ではない、ということがついに広く認識されるようになってきました。どのたった一つの目標もすべての目的を満足することはありませんが、幅広い合意

を得て多年にわたって多くの国々で使用されて来たため、GDPは国と国際間の経済政策に強大な力を獲得しました。GDPはすべての支出を肯定的に解釈し、厚生を増大させる活動と厚生を減少させる活動とを区別しません。例えば、石油の流出はそれに伴う清掃と修復の費用のためGDPを増大させますが、明らかに全体の厚生を引き下げます。GDPを増大させる他の活動事例には、自然災害、ほとんどの疾病、犯罪、事故、そして離婚すらも含まれます。GDPは、測定された厚生や自己評価した幸福（便益）よりも緊密に物質流（費用）と関連しています。」（Come On! 邦訳 95-96）

負の生産物の減少のための諸活動がGDPを増加させるという指摘である。負の生産物の除去は費用を生み出すが、そのことがGDPを増加させるというパラドックスである。他方このことで、汚染の一部はある程度の緩和は可能であろう。そして負の生産物による労働の効率の低下をある程度は防げるかもしれない。サステイナブルと今日いわれるものである。しかし自然からの収奪は尽されるまで終わらない。費用認識はされず、無償のものとして利潤として飽きることなく追及されてゆく。自然からの収奪にサステイナブル sustainable はない。

収益から費用を控除して利潤を計算する式は、費用を低くかつ収益をできるだけ多くすればより利潤が多くなるという意味である。それは経済活動の論理であり、それは投下した資源を最大限の効果を期待する経済的思考である。損益計算は、いかなる形であれ、人類にとって必要不可欠なものである。人類の文明は利潤の蓄積であり、会計はその利潤を認識し、活動の指針を示す役割を果たしてきた。それなくして今日の文明もなかったであろう。しかしそれがまた、人類を自滅への道に導くものである。

Reference

ヘルベルト グルーロ : 『収奪された地球 (Earth Deprived)』 (邦訳),

辻村誠三・辻村透訳 東京創元社 1984年1月, translated from *in Planet wird*

geplündert by Herbert Gruhl; Fischer Verlag Gmb, Frankfurt, 1975

城座和夫：「費用についての再考察」『経済と経済学』都立大学，第39号

藤田昌也：「複式会計計算の構造」『会計理論のアポリア』平成24年12月，同文館 pp.2-17

藤田昌也：『会計利潤論』昭和62（1987）年1月 森山書店

Masaya Fujita[2002]: Genesis of Accounting Profit: A Dialectical Approach, *Critical Perspectives on Accounting*(2002), Vol 13, issue 3, pp.463-476

Masaya Fujita[2017]: Double-entry bookkeeping as an Institution, *International Journal of Critical Accounting*, Vol. 9, No.1,2017 pp53-68

Masaya Fujita[2021]:T-account as a device of rhetoric-positive and negative numbers in double-entry bookkeeping, *International Journal of Critical Accounting*, Vol.12,No.4, 2021, pp.279-293

Louis Goldberg: *An Inquiry into the Nature of Accounting*, Arno Press, New York Times Company,New York 1980

Karl Lukka: Ontology and Accounting: The Concept of Profit, *Critical Perspective on Accounting* Vol.1, No.3, 1990, pp.239-261

Karl Marx: *Capital, A critical Analysis of Capitalist Production*, Vol. 1,Progress Publishers Moscow, 1965

マルクス：資本論第一巻，向坂逸郎訳，岩波書店，1967年10月

Yohann Karl Rodbertus: *Zur Erkenntnis unserer Staatswirtschaftlichen Zustände*, Erstes heft, Fünf Theoreme,Neubrandenburg und Friedland, S.Barnewitz Verlag 1842,

平瀬巳之吉訳『国家経済の現状認識のために』（日本評論社，東京，1948年1月）。本文における引用文は必ずしも邦訳書に依拠せずに，引用者が訳を施した部分もある。

高橋正立:「実質費用論と機会費用論」『経済論叢』京都大学第 109 巻第 1 号

刀田和夫:「労働＝真の・唯一の費用論と労働価値説の論証」『経済学研究』(九州大学経済学会 48 巻 1 号

E.Ulrich&A.Wikman: *Come On! –Capitalism,Short-termism,Population and the Destruction of the Planet-A Reprt to the Club of Rome*, written and edited by Ernst Ulrich von Weizsäcker,Anders Wijkman,] Springer,New York 2018

『Come On! 目を覚まそう！環境危機を迎えた「新人世」をどう生きるか?』h
林良嗣, 野中ともよ監訳, 中村秀規, 森杉雅史, 吉村皓一訳 明石書店, 東京,
2019 年 12 月

以上

追記:久木田重和君が逝去した。私とは九大大学院において同期であり、そして同じく馬場克三先生に師事した。私が研究の方向に迷っているとき、彼はすでに時価主義会計に焦点を定めて、シッカリとあゆみ始めていた。その後のオランダの時価主義会計制度の研究も相当の蓄積があると思われる。それも成果としてまとめることなく逝ってしまった。大変残念である。彼も悔いが残ったことであろう。

それから突然のことで驚いたのは、久木田君の追悼の記念事業を主として企画・担当しておられた成川正晃氏が急死されたことである。氏とはもう 10 年近く前になろうか、熊本の南阿蘇の高森町の春の新酒まつりにおいて、初めてお目にかかり、その後何度かお会いすることになったのである。東北仙台においても、成川氏と福島大学(当時)の衣川君と私の妻も含めて居酒屋で談笑したこともある。それがお会いした最後であった。懐かしい思い出になってしまった。しかしあまりにも早すぎる。極めて惜しい。

合掌

総括 小野 武美シンポジウム委員長

本日は、お忙しい中、久木田先生を追悼するためのシンポジウムにお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。今日は何度かお話ありましたが、この会は本来、成川先生が企画をされて、その下で運営されてきたということがあります。私はその中の一員として加わっていたわけですが、不幸にして、成川先生がご逝去されてしまったということで、年長の私がそれを引き継いだという経緯がございます。

改めまして、本日ご講演いただいた、潮崎先生、橋本先生、徳賀先生に、心より感謝を申し上げます。今回お話を伺って、久木田先生のご研究が、現代の国際会計研究に示唆を与える部分が非常に多いことに改めて気づかされました。久木田先生の研究の深さを再認識し、それを再考して再評価しなければいけないのではないか、という思いにも至ったというところが正直なところです。

もう 1 度、我々を含めて先生の研究を勉強し、自分たちの研究にはどうやって生かしていけるのかということを考えていければ、と思っております。そういう機会を与えていただいた久木田先生ならびに成川先生、また、今日ご報告いただいた 3 人の先生方に感謝申し上げます。

本日は皆様、ご多用のところお集まりいただきまして。誠にありがとうございました。

野村菜摘(久木田重和先生の姪御)様ご挨拶

今日は、皆様ご多用の中、伯父・久木田重和を偲び、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。小野先生をはじめ先生方には、このような学術シンポジウムを開いていただき、心より感謝申し上げます。

私は故人の姪、野村菜摘と申します。本来であれば、伯父の妹にあたります、私の母がご挨拶すべきところかと思いますが、遠方、鹿児島からの参加が難しく、姪の私をご挨拶させていただくことをご了承ください。

伯父は去る昨年7月8日、胃がんのため息を引き取りました。78歳でございました。病気知らずで過ごしてきた伯父でしたので、闘病生活は辛いこともあったはずですが、親族には弱音を吐くことなく、強く頑張り続けておりました。伯父は、おいしい食事とお酒が大好きで、姪の私や甥たちを誘って、国分寺や立川、銀座へ食事に連れて行ってくださいました。私どもには仕事や研究の大変な話は一切せず、いつもそばで応援してくれる、優しい伯父でした。病気になったときはコロナ禍でしたが、しっかりとワクチンも接種して「コロナが落ち着いたらうまいもの食べに行こう」というのが口癖でありました。私がお見舞いに行っても、「まあまあいい調子だよ。」と話しておりましたが、そんな伯父が唯一、体調が良くないとお伝えしていたのが、成川先生であったと、伯父のお通夜の日成川先生から伺いました。その際、成川先生が、伯父には一度も褒められたことがない、と目を細めて懐かしそうにお話されていたことが印象に残っております。

コロナ禍で家族のみの葬儀となりましたが、お通夜には東京経済大学より成川先生のほかにも、小林様が駆けつけてくださりました。伯父の没後も久木田家に寄り添い、多くのご尽力をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

成川先生に最後にお会いした今年1月に、今回の学術シンポジウムを計画されているとお話を伺っておりましたので、4月に成川先生の訃報をお聞きして大変驚きました。心よりご冥福を祈り申し上げます。

成川先生をはじめ小野先生、ともに研究を進めてくださっていた先生方、ゼミ生の皆様、大学関係者の皆様が、伯父の人生を強く支えてくださっていたのだと思います。

久木田家は研究職一家で、伯父の父をはじめ、伯父の弟、妹たちも研究職でございます。大変私事ではございますが、姪の私も 2 年前より研究職となり、伯父が大変喜んでいたことを、昨日のここのように思い出します。

伯父と最後に面会した時、私の手を力強く握って「頑張って」と言ってくれたことを胸に、研究職のバトンを大切に精進して参りたいと思っております。

本日のシンポジウムを通して、伯父がこれまでどのような研究に取り組んできたのか、軌跡をたどることができ、伯父の研究人生に触れることができたようで、大変心温まる気持ちで拝聴させていただきました。徳賀先生、橋本先生、潮崎先生ご多用にも関わらず、誠にありがとうございました。

研究活動を通して、伯父と生前に関わってくださった皆様に、故人に変わりました、熱く御礼申し上げます。

様々な制限が緩和傾向となり、新型コロナウイルスも終息に近づいてきているような気がいたします。皆様、どうかくれぐれもご自愛ください。

本日は、誠にありがとうございました。

編集後記

本シンポジウムは、久木田重和先生に、大学院でご指導を受けておられた成川正晃先生が主催されていた。ご報告者並びにワーキングペーパーのご執筆者の先生方がご快諾いただいたのも、成川先生のおかげであることを、まずは記しておきたい。そして、藤田先生におかれては、久木田先生と同窓であり、また、成川先生の研究対象の一つであった収益認識についてご執筆していただいたことも申し添えておきたい。

シンポジウムの詳細は4月以降に検討することになっていたが、成川先生は4月6日に急逝されてしまった。シンポジウム当日に、成川先生が色々と計画されていることを参加者の方から伺ったが、先生ご自身で実施できなかったのは、誠に残念でならない。何よりも、先生ご自身がご無念でならなかっただろう。シンポジウム委員会では可能な限り情報収集をし、実施したので、先生の計画や想いに少しでも近づけていたらと、委員の一人として思っている。

振り返ると、成川先生がご着任された年がコロナ過ということもあり、同じ委員会にいくつ所属しながらも電話やZOOMで会議が実施されていたため、私にとっては2月の校務が最初で最後の対面の場となってしまった。先生とはじめてお会いしたのは、私が学生の頃だったので、早いもので30年もの間、多方面にわたりご指導していただいた。この場をお借りして、お礼申し上げたい。

また、長年、資格支援プログラムの一つである特修コースに携わってこられた久木田先生のために、同じように非常勤講師としても長年本学の資格支援を含めた教育活動にもご尽力されてきた成川先生が、本シンポジウムについては、各研究手法で第一線の先生方に依頼されて実施しようとされていたことは、再考しなければならないと考えている。

先生のご家族、そして久木田先生に続いての訃報に接した久木田ゼミの皆様のご心中は計り知れないが、本誌がお役に立てられることを願っている。

本シンポジウムの実施並びに本誌の完成には、研究課の石川浩司さんには多方面にご尽力をいただいた。田中理沙さんには、シンポジウムの事務面での準備や当日の受付、そして久木田ゼミの卒業生ということもあり同窓生のとりまとめもしていただいた。シンポジウム開催にあたってご尽力いただいた皆様方にも、改めて衷心より感謝申し上げます。

末筆ながら、久木田先生、成川先生のご冥福を謹んでお祈り致します。

2022年秋

神納 樹史